

令和7年9月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和元年（ワ）第117号 未払賃金等請求事件

口頭弁論終結日 令和7年3月27日

判 決
主 文

5

- 1 被告は、原告に対し、50万円及びこれに対する平成29年3月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は10分し、その1を被告の、その余を原告の負担とする。
- 10 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、500万円及びこれに対する平成29年3月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

15 第2 事案の概要

本件は、被告の元職員である原告が、在職中に上司らから数々のパワーハラスメントを受けたと主張し、被告に対し、不法行為（使用者責任）に基づく損害賠償請求及び履行遅滞に基づく損害賠償請求として、第1記載の金員の支払を求める事案である。なお、原告は、本件において被告に対して時間外労働に係る未払賃金等の請求もしていたが、同請求部分については和解により終了した。

20

- 1 前提事実（当事者間に争いがないか後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実）

(1) 当事者等

ア 本件関係者等の略称は別紙1「略称一覧」のとおりである。

25

イ 被告は、被告病院を開設しており、被告病院内には本件センターが設置されていた。

ウ 原告は、平成27年4月1日、雇用期間を1年間とし、本件センターにおける産官学連携コーディネーターとして被告に雇用され、1回の契約更新を経て平成28年4月1日以降も上記と同様の条件で被告に雇用されていた。その後、平成29年3月31日の雇用期間の経過をもって原告と被告との労働契約は終了した。なお、被告に在職中当時の原告の姓は「C」であった。

(甲2の1、2の2)

エ D①教授は、被告医学部教授であり、平成27年4月から平成28年5月下旬頃まで本件センターのセンター長（以下、本件センターのセンター長等の役職を「本件センター長」「本件副センター長」のように記載することがある。）を務めていた（乙51、弁論の全趣旨）。

オ D②准教授は、被告医学部准教授であり、本件センター内の産業化臨床研究部門の部門長を務めていた（乙48）。

カ D③准教授は、被告医学部准教授であり、本件センターにおいて勤務していた（乙49）。

キ D④教授は、被告医学部教授であり、原告が被告に入職してから平成28年3月31日まで本件副センター長を務めており、本件センター長を務めた経験も有していた（弁論の全趣旨）。

ク D⑤病院長は、被告病院長であり、D①教授が本件センター長を辞任した後は、本件センター長を兼任していた（弁論の全趣旨）。

ケ D⑥副課長は、原告の被告在職中、被告医学部総務課の副課長（人事担当）を務めていた（乙50）。

(2) 原告の業務の概要等

ア 原告は、平成27年4月に被告に入職後、本件センター内の産業化臨床研究部門に配属され、D②准教授の下で勤務を開始した。

イ 原告は、同年6月頃から本件センター長付きとして、当時の本件センター長であったD①教授の直下で業務を行うようになった。

ウ 原告は、同年10月頃から、USBメモリのコンセプトの発明等で知られるD⑦を講演者とするシンポジウム（以下「本件シンポジウム」）の企画、広報等の準備作業に関与した。

エ 原告は、平成28年2月頃から、D③准教授とともに医工農連携事業に関与し、その後、同事業の一環として米子市との連携案件（以下「本件連携案件」）に関与していた。

オ 原告は、D①教授が同年5月下旬頃に本件センター長を辞任した後、再度D②准教授の下に配属され、看護のニーズに関する調査業務等を行うようになった。

カ 原告は、業務外において、傾聴ボランティアと称される活動をテーマとする外部講演の講師依頼を受けることがあった。

キ 原告は、同年6月以降、原告が業務に使用していたパソコンやメールアカウントに対する不正アクセスが発生している疑いがあることを訴えていた。

(3) 原告とD④教授の関わり等

ア D④教授は、原告の採用面接を担当したものの、原告と具体的な業務を共にしたことはなかった（乙30）。

イ 平成27年8月27日、被告病院内で開催された第5回未来医療人プロジェクト会議（以下「本件会議」）において、原告とD④教授との間で意見の応酬があった。

ウ D④教授は、平成28年1月15日、D③准教授を介して原告を会食に誘い、業務時間外に、飲食店において、D④教授、D③准教授及び原告が参加する会食（以下「本件会食」）を設けた。

(4) 原告の雇用終了に至る経緯の概要

ア 原告は、平成28年12月に病名を不安性障害とする診断書を被告に提出していたところ、平成29年1月以降、被告から医師の診察を受けるよう指示及び業務命令を受け、D⑧医師及びD⑨医師の診察を受け、さらに被告の

産業医であるD⑩医師の診察を受けた。

イ 被告は、D⑩医師の判断をもとに、原告は就労継続が困難な状態にあると判断し、原告に雇用停止文書への署名押印を求め、原告がこれに応じたことから、同年3月31日をもって原告の雇用を終了した。

5 2 争点及びこれに対する当事者の主張

本件における争点は、原告の主張する各パワーハラスメント(以下「パワハラ」)についての不法行為(使用者責任)の成否である。

(1) パワハラによる不法行為の成否

10 原告が主張するパワハラ(パワハラ①～⑩)の内容及びこれに対する被告の主張は別紙2のとおりである。

(2) 損害

(原告の主張)

15 原告は、一連のパワハラにより人としての尊厳を侵され、精神的に深く傷つき、仕事を奪われた。原告の受けた精神的苦痛は極めて甚大であるから、慰謝料額は500万円が相当である。

(被告の主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 パワハラ①

20 【認定事実】

(1) 本件会議の目的等

25 ア 被告病院は、文部科学省から未来医療研究人材養成拠点形成事業(以下「未来医療事業」)に係る補助金を受給していたところ、平成27年8月10日、文部科学省担当者の監査を受けた際に、補助金受給事業とその他の事業の線引きが不明確な出張があるなど、目的外使用の疑いに関する指摘を受けた(甲25、26、27、28)。

イ 本件会議は、上記アの指摘を受け、指摘事項の情報共有及び対応策の検討等を目的として同月 27 日に開催された（甲 127、129）。

ウ 同月 14 日に送信された本件会議の開催案内のメールの宛先には、D①教授及びD③准教授も含まれており、同人らも本件会議に参加していた（甲 127、原告本人 23 頁〔本人調書又は証人調書の頁数を指す。以下同様。〕）。

エ 本件会議においては、「会計検査院対応を想定した未来医療の使い方」と題した資料（補助金受給事業の予算を使用する基準、当該事業の趣旨に沿った出張目的の整理、今後の予算執行のためのチェック体制、過去の出張報告書の修正等について記載したもの。以下「本件資料」）が配布された（甲 40、弁論の全趣旨）。

(2) 本件会議における発言等

ア 本件会議においては、事務担当者が本件資料に基づき、未来医療事業に関する予算の使用に適合する事業の内容や出張の目的等について整理した上、今後、旅費に係る出張報告書の作成に当たっては、予算支出に適合する事業についてのみ記載することや、過去に作成された出張報告書について修正等の作業を行うため、医師らにも協力を求めることを説明した（甲 40、471、弁論の全趣旨）。

イ D④教授は、過去の報告書の修正について、事務方が担当すればよく、自分は修正作業をしないという趣旨の発言をした（原告本人 22・93 頁、弁論の全趣旨）。

ウ 原告は、D④教授の上記イの発言が、事務方に不正な書類を作成させる趣旨の発言であると考えて反発し、「被告を良くしていこうと思わないのですか」と述べた（甲 471、原告本人 22 頁）。

エ D④教授は、原告の上記ウの発言に対し、「お前なんかに被告を良くしてもらおうなんて思わんわ」と述べた（原告本人 23 頁）。

【判断】

(1) 事実認定の補足説明

被告は、D④教授が原告に対して強い調子の発言をしたことを認めるものの、原告主張の発言があった事実には当事者間に争いがあるため、認定事実(2)エのとおりD④教授の発言（以下「本件発言」）があったことを認めた点について
5 補足して説明する。

まず、本件会議に出席していたD①教授及びD③准教授は、いずれも証人尋問において、D④教授の発言について明確な記憶がない旨述べるものの、原告主張の発言がなかったことも積極的に証言していないし、D①教授はD④教授が「きつめに言っていた」旨供述する（証人D①89頁）。また、D④教授は、
10 被告におけるハラスメント等防止・対策委員会による聴取に際して、本件会議において原告が「みんなで考えているのに」という趣旨の発言をしたことに対して、「うるさいとかって一言言った」と述べている（乙30）。これらの点を踏まえると、原告の発言（認定事実(2)ウ）に対するD④教授の発言は、原告の発言に対して冷静に論理的に反対するものではなく、辛辣な表現を用いて強く
15 否定するような発言であったことが窺われる。そうすると、「お前なんか被告を良くしてもらおうなんて思わんわ」という発言があったとする原告供述の内容は、上記の各証人の証言内容やD④教授の聴取時における発言と整合する面もあり、発言に至る経緯（認定事実(2)ア～ウ）からしても不自然とはいえないし、少なくとも原告供述と矛盾する証拠はない。以上によれば、D④教授の
20 発言内容について具体的に述べる原告の供述は信用できるというべきであるから、認定事実(2)エのとおり認定した。

(2) D④教授の発言の違法性

本件発言の内容自体からして、同発言は、原告の意見への反論と呼べるものではなく、原告を罵倒する攻撃的な暴言であるといわざるを得ない。

この点について、被告は、①本件発言は、原告がD④教授の発言を曲解して
25 D④教授に対して当を得ない論難をしたことに対してされたものであること、

②原告がさらに強い反論や主張を繰り返したことを指摘する。①については、確かに、本件会議において不正な報告書の作成等を指示する趣旨の説明がされたと認めるに足りる証拠はなく（文部科学省による監査が既に終了した段階で、監査における指摘を前提に過去の報告書を修正することは、誤りを認めて事後的な処理を行う趣旨であると考えられ、不正の隠蔽を意味するものではない。）、事務担当者が説明した内容は、補助金受給事業の予算を使用する基準や、予算支出の対象とすることができる適正な出張目的を確認し、それを踏まえた今後の事務を検討するものであったと認められることからすれば（認定事実(1)エ、(2)ア）、D④教授が過去の報告書の修正については事務方が担当すればよい旨述べたのも（認定事実(2)イ）、修正作業はD④教授自身が担当すべき事務ではないという以上の意味はなかったと認められる。この点において、原告がD④教授の上記発言について事務方に不正な書類を作成させる趣旨であると解したのは（認定事実(2)ウ）、誤解であったといえる。しかし、この点を踏まえても、D④教授としては原告の指摘の趣旨を確認したり、自分の発言の趣旨を再度説明して誤解を解いたりすれば済むのであって、原告を罵倒する発言を正当化する理由にはならない。また、②については、被告が指摘する原告の具体的な発言内容等も明らかでなく、本件発言に対して原告が反論等を繰り返したという事実を認めるに足りる証拠がない。

以上によれば、本件発言が認定事実(2)ウの原告の発言に対してされたものであることを考慮しても、本件発言は原告に不当に精神的苦痛を与えるものであったというべきであり、違法性が認められる。

2 パワハラ②及び③

【認定事実】

(1) 本件シンポジウム開催の経緯

ア 原告は、平成27年9月28日に開催されたD⑦のシンポジウムに感銘を受けたことを契機に、同月30日、SNS上でD⑦に対し、被告におけるイ

ノバージョン教育を考える上でD⑦に講演やアドバイザー等の形で協力してもらうことが可能か尋ねるメッセージを送信し、D⑦はこれを快諾する旨の返信をした（甲203）。

イ 原告は、D①教授に上記アの状況を報告した上、D⑦を講演や座談会のため招聘することを念頭にD⑦とのやりとりを続け、同年10月9日頃には、
5 D⑦を同年12月21日にゲストに迎え、被告においてシンポジウム（本件シンポジウム）を開催する方針が固まった（甲137、328、330）。

ウ 本件シンポジウムは、未来医療事業の一環として位置付けられており、同事業を主として担当していたD⑩准教授、本件センター長であるD①教授、
10 D⑦との連絡を担っていた原告、本件センターと広報課の窓口であったD⑫助教らが中心となって進めていくこととなった（乙28・4頁、証人D①11～12頁）。

エ 本件シンポジウムに関するD⑦との連絡は、主として原告が担当しており、D⑦との間で、設備やスケジュールの確認、謝金や交通費等の支払に関する
15 やり取りをしていた（甲203、213、215、222、245、252）。

(2) 本件シンポジウムの会場の選定及び変更

ア 被告病院が関係するシンポジウム等の会場としては、被告医学部記念講堂（記念講堂）が使用されることが通例であったが、同年10月16日の時点では、既に本件シンポジウム当日の記念講堂の予約が埋まっていたため、本
20 件シンポジウムの会場として米子コンベンションセンター小ホール（定員約300名）が予定されており、このことは原告、D⑩准教授、D①教授の間で共有されていた（甲138、乙26・9頁、証人D①12頁）。

イ その後、原告の知人からの広い会場にした方が良いなどの助言を踏まえ、別の会場が検討され、同月20日頃、会場を米子市文化ホールメインホール
25 （定員約670名）とすることが決まった（甲139、140、乙26・9頁、弁論の全趣旨）。

ウ その後、D②准教授が本件シンポジウムの集客の協力要請のため、米子商
工会議所を訪問したところ、同所職員から、本件シンポジウムの開催時期が
米子商工会議所の忘年会等と重なる多忙な時期であり、米子商工会議所とし
ての集客は難しい旨の説明を受けるとともに、小さい会場への変更を提案さ
れた（証人D②6～7頁）。

5

エ D②准教授が上記ウの状況をD①教授、D⑪准教授、D⑫助教に報告した
ところ、D①教授は、本件シンポジウムの参加者が会場の大きさに比してあ
まりに少ないようであれば講演者に失礼になると感じたこと、その時点では
記念講堂が使用できる状況になっていたことを踏まえ、本件シンポジウムの
会場を記念講堂に変更することとした（乙28、証人D①14～15頁）。

10

オ D①教授は、同月27日、原告に本件シンポジウムの会場を記念講堂に変
更することを告げた。これに対し、原告は、D⑦が世界的に著名な発明者で
あり、広報先の反応も良いことから集客には問題がないことや、既にチラシ
の配布を始めており、広報のやり直しに多大な労力が発生することなどを指
摘して反対したが、原告の意見は採用されなかった。（甲471・13頁）

15

(3) 本件シンポジウムに係る広報活動の状況

ア 本件シンポジウムの広報については、主として原告、D⑪准教授及びD⑫
助教が担当していた（乙26・11頁）。

イ 同年10月15日、原告、D⑪准教授、D⑫助教らと被告の広報・企画戦
略センターとの間で、本件シンポジウムの広報に関する打ち合わせが実施さ
れた（甲332）。

20

ウ 原告は、同月16日、本件センターのD⑬補佐員に対し、本件シンポジウ
ムのチラシの記載内容を伝えて同チラシの作成を依頼し、暫定版が完成した
時点で速やかにデータを原告、D⑪准教授及びD⑫助教と共有するよう指示
した。同日以降、D⑬補佐員、原告、D⑪准教授及びD⑫助教の間のメール
のやりとりの中でチラシ案について各自が修正の意見を述べるなどし、同月

25

20日にチラシが一応完成した。原告は、D⑬補佐員、D⑪准教授、D⑫助教及びD①教授に同日送付したメールにおいて、同チラシを公式なものとして大量に印刷し、配布する分については今後D①教授の許可を得て最終版とする方針を述べた。(甲216、338)

5 エ 原告は、同月18日、本件シンポジウムの広報先リストを作成し、D⑪准教授及びD⑫助教に送信した(甲220)。

オ 原告は、同月19日、D⑪准教授及びD⑫助教に本件シンポジウムの広報計画案のメモをメールで送付し、同メールのccにはD①教授も含めていた(甲337)。

10 カ 原告は、同月19日及び同月20日(認定事実(2)イのとおり本件シンポジウムの会場が米子市文化ホールメインホールに決まるまでの間)、D①教授に対し、早急に会場を決めて広報を開始すべきである旨を複数回にわたりメールで伝えていた(甲136、140)。

15 キ D⑬補佐員は、同月23日、本件シンポジウムのチラシを被告の広報・企画戦略センターに交付したほか、教育機関に配布するチラシの最新版のデータを原告、D⑪准教授及びD⑫助教に送信するなどした(甲141)。

ク 原告は、同月25日、D⑪准教授及びD⑫助教に、本件シンポジウムの広報先やその担当者等を記載した広報案をメールで送付した。同広報案には、同日時点までに実施済みの広報の内容として、被告病院のラックへのチラシの設置、被告病院の関連企業の関係者来訪時のチラシの交付、鳥取県内の高校へのチラシ配布に関する鳥取県高等教育課への依頼、島根発明協会及び鳥取発明協会へのチラシ各100部ずつの配布が挙げられている。(甲142)

20 ケ D⑬補佐員は、同月26日、チラシの記載内容についてD⑦の意見を踏まえて修正を加え、原告、D⑪准教授及びD⑫助教に送信した(甲222)。

25 コ 被告医学部の学生は、同月27日、本件シンポジウムへの参加を希望する旨のメールを送信していた(甲339)。

サ 原告は、上記クのほか、本件シンポジウムの会場が記念講堂に変更されるまでの間に、十数か所程度の団体及び7、8名程度の個人にチラシを配布し、20件程度のメールを送信するなど、米子市文化ホールメインホールが会場であることを前提とする広報を行っていた（原告本人64頁）。

5 (4) 本件シンポジウムの会場変更後の対応等

ア 原告は、同月27日の本件シンポジウムの会場変更以降、配布済みのチラシの回収、送信済みのメールの訂正、ウェブサイトに掲載された情報の同サイト運営者への修正依頼、チラシの再作成、電話、メールないし訪問による広報先への謝罪等を行った（甲471・14頁、乙26・12～14頁、原告本人65頁）。

10 イ 原告は、会場変更に伴い、既にした広報先に混乱が生じるため、謝罪文を作成すべきである旨主張し、D①教授は謝罪文までは不要と考えていたが、原告の主張を受け入れ、広報先に対する謝罪文を作成した（甲225、227、証人D①18頁）。

15 ウ 原告は、D①教授に会場変更に伴うチラシの回収作業の負担が大きい旨を伝えていたが、D①教授は同作業の分担を再考するなどの対応は採らなかった（証人D①53、90頁）。

(5) シンポジウム後の精算業務

20 ア 本件シンポジウム終了後である同年12月下旬頃、講演者であるD⑦への交通費や宿泊費の支払事務の関係で、D⑦から予め受領しておくべき必要書類が収集されていないことが判明した（甲471・14頁）。

イ 被告においては、外部講演者に対する諸費用等の精算業務は、通常は事務部において担当することが多かった（証人D①90頁）。

25 ウ D①教授は、本件シンポジウムに関してD⑦との連絡のやりとりを担っていたのが原告であったことを踏まえ、上記精算業務を原告に担当させることとした（証人D①91頁、原告本人95頁）。

エ 旅費事務等を担当する本件センターの職員は、同月24日、原告からの問い合わせを受け、原告に対し、D⑦の交通費等の精算に必要な書類は、航空券の半券及び宿泊先の領収書であり、これらをD⑦から取り付けてほしい旨のメールを送信した（甲145）。

5 オ 原告は、同月27日、通常は返信が早いD⑦から旅費等の精算事務に関する返信がないことを懸念している旨のメールをD①教授及びD⑩准教授に送信した（甲342）。

カ 被告医学部経理・調達課職員は、同月28日、原告に対し、D⑦から提出してもらおう書類の原本が提出できない場合の対応等について連絡した（甲344）。

キ 同月27日頃から平成28年1月18日頃までの間、原告はD⑦とやりとりを続け、旅費等の精算に必要な書類の取付け等を依頼したほか、他の事務員や補佐員から作成方法を教わるなどした上で精算に係る報告書を作成するなどした（甲308、342、471・14頁）

15 ク 原告は、平成28年1月21日、D⑦に対して、被告から支給される旅費等の合計額が確定した旨のメールを送信した（甲269）。

【判断】

(1) 本件シンポジウムの会場変更について（パワハラ②）

20 まず会場変更の経緯について見ると、D①教授が平成27年10月27日、本件シンポジウムの会場を米子市文化ホールメインホールから記念講堂に変更した理由は、D②准教授からの情報によれば、本件シンポジウム当日は商工会議所の集客の協力が得にくく、会場の大きさに比して入場者が少ない状況が生じるのを懸念したこと、通常会場として用いられることが多かった記念講堂に空きができたことであつたと認められる（認定事実(2)ウ、エ）。集客の見込み
25 の判断については、原告自身の当時の見込みとは異なるものであつたことが窺えるものの（認定事実(2)オ）、集客の成否は予測に基づく不確定なものである

から、上記のとおり商工会議所の集客の協力が得にくいという情報（なお、この情報が誤りであるとか、信ぴょう性がないと判断するに足る事情が当時存在したと認めるに足る的確な証拠も見当たらない。）もある中で、十分な集客が可能であると断言できる状況にはなかったと認められる。会場変更がされたのが平成27年10月27日であり、本件シンポジウムの開催日までは2か月弱の余裕があったことも踏まえると、原告にとっては納得できる理由ではなかったとしても、客観的には、集客の懸念等を踏まえて会場を変更したD①教授の判断が不合理なものとはいえない。

もともと、広報の進捗状況によっては、会場変更がこれに影響を及ぼす可能性もあることから、本件シンポジウムの広報の進捗について見ると、同広報を担当する原告、D⑪准教授、D⑫助教の間では、会場が決まる前から広報の準備が進められ、いったん米子市文化ホールメインホールが会場と決まった頃には既にチラシの原案が一応完成し、広報計画案の作成も進められていたと認められる（認定事実(3)ア～オ）。また、このような広報の進捗状況については、逐一D①教授に報告がされていたとまでは認められないものの、原告は広報計画案をD①教授にも送付したり、広報の観点から会場の選定を急ぐよう伝えたりしていたのであるから（認定事実(3)オ、カ）、D①教授においても広報が一定程度進んでいることは認識していたと認められる。会場が米子市文化ホールメインホールに決まった後も、チラシの改訂や記載内容に関するD⑦との協議等が進められ、一部のチラシは実際に配布されたほか、実際に被告医学部の学生が本件シンポジウムへの参加を希望していたことから学生に対する広報も始まっていたことも窺われる上（認定事実(3)キ～コ）、原告が個人的に行った広報活動もあった（認定事実(3)サ）。このように、同月27日の会場変更の時点においては、チラシの作成、広報先の選定等が済み、一部のチラシについては配布が開始されていたことからすると、会場変更をした場合には、一定の広報のやり直しが必要になる状況にあったと認められる。

かかる状況を踏まえれば、D①教授としては、会場変更の際に、これに伴って生じ得る広報のやり直しに係る業務の分担について決めておくのが望ましかったと考えられるものの、そのような対応がとられたことは窺われず、この点において配慮を欠く面があったことは否定できない。しかし、会場変更までに実施された広報の内容や範囲（認定事実(3)ク、コ、サ）を踏まえると、客観的に必要と考えられる広報のやり直しの範囲は限定的であり、それに要する労力や時間もそれほど大きなものではなかったというべきである。原告は、会場変更後に配布済みのチラシの回収や新たなチラシの作成等にとどまらず、電話、メールないし訪問によって、既にした広報先への謝罪も行っているものの（認定事実(4)ア）、そもそも本件シンポジウムの日程自体が変更されたわけではないし、会場変更が決定された時点では本件シンポジウムの開催日まで2か月弱と時間的な余裕があったことからすれば、客観的には謝罪が必須な状況であったとはいえない。そのような状況であったにもかかわらず、原告が公式の謝罪文の作成をD①教授に求めていたことにも鑑みると（認定事実(4)イ）、原告が広報のやり直し等によって多大な負担感を感じたとしても、それは客観的に必要と考えられる範囲を超えて、原告が自主的に広報のやり直しに係る過剰な業務を行ったことに起因する可能性が否定できない。

以上によれば、会場変更により原告に一定の業務負担が生じることになったとしても、そのことをもって、被告が原告に過大な業務を課したと認めることはできない。なお、原告がD①教授に対してチラシの回収等について負担感を訴えていたことを考慮すると（認定事実(4)ウ）、その時点で広報のやり直しに関する事務の分担について再度検討するなどの対応が望ましかったとはいえるものの、上記のとおり、客観的に必要性が認められる業務量はさほど大きくなかったことを踏まえると、D①教授においてそのような対応を採らなかったことが違法であるとはいえない。

(2) 精算業務（パワハラ③）

被告においては、外部講演者等の旅費等の精算業務は事務部が担当するのが通常であることを踏まえると（認定事実(5)イ）、本件シンポジウムにおけるD⑦の旅費等の精算業務を原告が担当したことは例外的な扱いであったといえる。なお、被告は、そもそも原告が精算事務を自主的に行った可能性があるとして指摘するものの、上記のとおり本来は原告の業務ではないにもかかわらず、敢えて原告が進んで当該業務の担当を希望したことを窺わせる具体的な証拠はない。そうすると、原告が供述するとおり、本件シンポジウムの企画における中心的な立場にあった本件センターのセンター長であるD①教授の指示により原告が同精算業務を担当することになったと認めるのが合理的である。

その上で、原告に同精算業務を行わせたことがパワーハラスメントに該当するか検討する。確かに、精算に係る報告書の作成等の事務作業に関して原告が一定の経験を有していたことを示す証拠はなく、かかる事務作業を原告に担当させるのは効率的とはいえない面がある。しかし、本件シンポジウムは原告がD⑦に連絡をとったことを契機として企画されたものであり、D⑦との連絡は専ら原告が担当していたこと（認定事実(1)エ）からすれば、旅費等の精算に関しても原告がD⑦との間の窓口になるのが合理的であるから、D⑦への連絡と併せて精算事務全体を原告に担当させたD①教授の判断が不合理なものではない。また、精算事務の内容は、D⑦から必要書類の送付を受けて、関係する報告書等を作成するというものであって、他の事務員や補佐員の協力も得られていたことも踏まえると（認定事実(5)エ～キ）、当該事務の遂行に要する労力がそれほど大きなものであったとは考え難い。原告がD⑦に対して、事務の不手際があったことについて後ろめたさや申し訳ないと思う気持ちを持っており、D⑦に呆れられたのではないかという不安もあり（認定事実(5)オ）、精算業務に関して一定の精神的な負担を感じていたことは窺われるものの、前記の客観的な業務内容に照らせば、原告にとって過重労働となるようなものであったとは評価できない。なお、原告はD⑦がアメリカにいるため、時差の関

係で深夜早朝の調整があったことを訴えているが（甲144）、精算業務に必要な資料の取付けはメールのやりとりによって十分可能であると考えられるところ、アメリカの生活時間帯に合わせてメールを送信する必要性は乏しく、客観的に見て深夜早朝の調整が必要となる業務であったとはいえない。また、
5 D⑦から取り寄せるべき資料は航空券の半券及び宿泊先の領収書程度であるから（認定事実(5)エ）、そのために深夜早朝において頻回の連絡の必要があったとも考え難い。

以上によれば、精算業務を原告に担当させたことが過重な業務の負担を強い
るものとはいえず、パワハラに当たるとは評価できない。

10 3 パワハラ④

【認定事実】

(1) 本件会食の経緯

ア D④教授は、被告の理事を務めるD⑭理事から本件センター内で原告と他の職員のコミュニケーションがうまく行っていない、D①教授とD②准教授
15 のマネジメントが適切にできていない旨聞き、酒の入った場で原告の本音を聞きたいなどと考え、本件会食を設けることにした（乙30）。

イ D③准教授は、平成28年1月頃、D④教授から原告との本件会食の日程調整依頼を受け、原告にD④教授の意向を伝えた。原告はD④教授と業務上の接点がないことや、本件会議において激しい応酬があった経緯（前記1の
20 認定事実（2）参照。）などから、消極的ではあったが、D③准教授の立場にも配慮し、本件会食に出席することとした。（甲471・15頁、証人D③22頁、原告本人26頁）

(2) 本件会食の状況

ア 本件会食は、同月15日午後6時から約5時間、米子市（住所省略）の飲食
25 店において行われた（甲471・15頁、乙30、原告本人26頁）。

イ 本件会食中、D④教授は原告に対し、大学という組織が特殊な環境であり、

大学の常識は世間の非常識である、大学という組織内においては、自分自身の考えに固執しないことも必要ではないかという趣旨の話をした。後にハラスメント等防止・対策委員会の聴取において、D④教授は、本件会食当時、原告が反論した際には「話がヒートアップしたところもあるかと思います」と述べた。(乙30)

5

ウ 本件会食中に、D④教授が原告の腕に触れることがあった(乙27・22頁、乙30)。

エ 本件会食の際に、D③准教授は、D④教授の発言は人によってはパワーハラスメントと受け取られかねないと感じており、後にD①教授に対して、本件会食におけるD④教授の言動がパワーハラスメントと捉えられる可能性がある旨伝えていた(甲403、乙35・14頁)。

10

(3) 本件会食後の事情

ア 原告は、同月18日、被告の職員に宛てて(ccにD③准教授を含む)、本件会食におけるD④教授の発言について、「一般社会、企業であれば、パワーハラスメントや背任行為、脅しである発言がバンバンふつうのこととして出ていて」、「要するにメッセージとしては、何があっても上に上げるな! Cさんの不利益になる!との発言で、録音しとけばよかったと思いました。」などと記載したメールを送信した(甲517の1、証人D③11頁)。

15

イ 原告は、本件会食の数日後、本件センターの職員等に宛てて、パワーハラスメントの定義を共有する趣旨のメールを送信した(乙27・20頁、乙35・16頁、原告本人81~82頁、証人D①32、56頁)。

20

ウ D①教授は、上記イのメールを踏まえてD③准教授に事情を尋ねたところ、D③准教授は上記アのメールを示し、本件会食においてD④教授の原告に対するボディタッチがあったことや、D④教授の行為がハラスメントであると言われればそうかもしれないという趣旨の説明をした(甲165の1、乙27・20、22頁、証人D③11頁、証人D①32~33、92頁)。

25

エ D③准教授は、本件会食の翌日に原告と話をした際、原告がD④教授からパワーハラスメントを受けたという印象を持った（乙35・14頁）。

オ D③准教授は、上記エのしばらく後に原告と本件会食に関して話した際には、原告からD④教授からパワーハラスメントを受けたのではないという発言を聞いた（乙35・14頁）。

カ D④教授は、同年3月23日付けで本件副センター長を辞任する旨の辞任願を提出し、同年4月1日付で本件副センター長を免じられた（乙46の1～46の3）。

キ 原告は、平成28年4月5日、D①教授に対し、D①教授が原告に対してパワーハラスメントに当たる行為をしているのであって、原告がD④教授からパワーハラスメントを受けたなどと述べているわけではないという趣旨のメールを送信した（甲165の1、乙22）。

【判断】

(1) 事実認定の補足説明

原告は、本人尋問において、D④教授が本件会食中に「何があっても、どんなことでも絶対上に上げるな」、「被告に逆らうと米子に住めなくなるぞ」などと脅迫的な発言をしたことや、D④教授が原告に対して髪の毛を引っ張る、腹部を押す、頭部を拳で叩くなどの暴行を加えたことについて供述する（原告本人28頁）。しかし、原告の供述を裏付ける客観的証拠はなく、原告が被告の職員に宛てて送信したメールにも暴行を受けた旨の記載は全くされていない（認定事実(3)ア）。このことに、本件会食に同席していたD③准教授も原告が述べるようなD④教授の言動があったとは証言していないこと（証人D③24頁）も踏まえると、上記の原告の供述を容易に信用することはできない。そうすると、本件会食において、D④教授が、原告が本人尋問で述べるような具体的な脅迫的発言や、暴行と評価されるような身体的接触をしたとは認められない。

(2) 不法行為の成否

これを前提とすると、本件会食におけるD④教授の話は、基本的にはD④教授なりに大学組織内に適応するための方法を説くものであったと認められる（認定事実(2)イ）。しかし、原告が本件会食の3日後に送信したメールの内容からすれば、少なくとも原告はD④教授の発言がパワーハラスメントや脅しに
5 当たるものであると受け止めていたことが窺われるし（認定事実(3)ア）、D④教授自身も当時「ヒートアップ」することがあった旨述べていたことからすると（認定事実(2)イ）、D④教授の口調が強くなる場面があったことも窺われる。さらに、D④教授の発言については、同席したD③准教授がパワーハラスメントと捉えられかねないと感じていたこと（認定事実(2)エ）も踏まえると、具体的
10 内容が不明であるとしても、D④教授が本件会食中に原告に対して一定の威圧的な発言をしたことがあったと認めるのが相当である。加えて、特段業務上の接点のない、本件副センター長の地位にあるD④教授から呼び出され、約5時間もの長時間にわたる会食に参加することになったこと自体について、原告が居心地の悪さを覚えたことは容易に推察されるし、ボディタッチという程度
15 にとどまったとしても、会食の場で原告の腕に触れること（認定事実(2)ウ）はセクシュアルハラスメントにも該当しかねないものであって、不適切な行為であることは明らかである。そうすると、本件会食の場それ自体に加え、本件会食中にあったD④教授の発言や身体接触によって、原告は業務上の付き合いにおいて通常伴い得る不快感を超えた精神的苦痛を受けたと認めるのが相当で
20 あり、本件会食におけるD④教授の一連の行為は不法行為を構成するというべきである。

なお、原告は、本件会食からしばらく経った後に、D④教授からハラスメントを受けたわけではないと述べたことがあると認められる（認定事実(3)オ、キ）。しかし、平成28年4月5日のメールは、その全体を読めば、原告が、D④教授が本件副センター長を辞任したこと（認定事実(3)カ）を受けて、D①教授が
25 D④教授を追い落とすためにD④教授が原告にハラスメントをしたという情

報を利用していると疑っている状況で送信されたものと認められる。こうした文脈を踏まえれば、上記のメールの主眼は、原告はD①教授のパワハラを指摘しているという点を強調するものであったと考えられる。また、ハラスメント等対策・防止委員会の聴取における原告の説明内容からすれば、原告はD④教授の不適切な行為があったことは前提としつつ、原告が受けた苦痛という観点ではなく、原告が考えるハラスメントの定義該当性という観点から、D④教授の行為がハラスメントには当たらないと考えていたことが窺われる（乙38・19頁）。そうすると、D④教授からハラスメントを受けたわけではないという原告の発言は、本件会食ときにD④教授の言動によって原告が精神的苦痛を受けたこと自体を否定する趣旨であったとは考えにくい。むしろ、既に説示したように、本件会食の3日後のメールの内容からすれば、原告は本件会食においてD④教授からパワーハラスメントや脅しに当たるようなことを言われたと感じていたことが窺われるのであるから（認定事実(3)ア）、本件会食から時間が経った後の原告のD④教授からハラスメントを受けたのではないとの発言をもって、本件会食当時も原告が同様に考えていたと認めることはできない。

4 パワハラ⑤

【認定事実】

(1) 本件連携案件

ア 原告は、平成28年2月頃から、D①教授の指示により、医工農連携事業にD③准教授と共に関与するようになり、同事業の一環として、米子市との連携案件（本件連携案件）にも関与するようになった（乙26・2～3頁、証人D③7頁、証人D①19頁）。

イ 原告は、同年3月16日、本件連携案件に関し、米子市の経済部次長兼観光課長であるD⑤との面談の日程調整をし、同月18日、原告及びD③准教授はD⑤との面談を実施し、今後の連携に関する下打ち合わせを行った（甲467の2、証人D③27頁）。

ウ 原告は、同月 23 日、本件連携案件を被告における平成 28 年度大学開放
推進事業に応募するための申請案を作成し、D③准教授に送信し、同月 25
日にD⑤が被告を訪問する際に相談したい旨伝えていた（甲 468）。

エ 同月 27 日、医工農連携事業に関する取組の一環として、D⑥を外部講師
とする講演会が開催され、その際にD⑤が本件連携案件の事業案についてプ
レゼンテーションを行った。その際、D①教授も同席し、被告と米子市の協
働が実現できれば望ましいという趣旨の感想を述べた。（甲 150、151、
466 の 2、469、証人D③ 27～28 頁、乙 32・2～3 頁、弁論の全
趣旨）

オ D③准教授は、同年 4 月 4 日、米子市経済部の職員に本件連携案件に関す
るメールを送信し、事業の実施組織や費用の決定にもう少し時間を要する旨
伝えた（甲 467 の 3）。

カ D③准教授は、原告と医工農連携事業に関する業務を進める中で、同業務
の関係で、農学部、工学部等の医学部以外の学部の教授との面談のアポイン
トメントを取り、原告と共に面談を実施していた（証人D③ 30 頁）。

(2) 学長裁量経費の申請の経緯

ア D③准教授は、同月 7 日午前 9 時頃、D①教授に対し、本件連携案件につ
いて被告の学長裁量経費に応募したい旨伝え、申請書等を提出した（乙 27・
6 頁、証人D③ 8 頁、証人D① 24、64 頁）。

イ D①教授は、上記アのD③准教授からの申出を受けて、D⑤病院長の判断
を仰ごうと考えたが、D⑤病院長は不在であったため、事務部長とD④理事
に申請書等を持参して説明したところ、同人らはいずれも肯定的な反応を示
した（乙 27・1～2 頁、証人D①・24 頁）。

ウ D①教授は、同日午前 10 時頃、D③准教授に本件連携案件について「前
向きに進めてください」と伝えた（乙 27・6 頁、証人D③ 9 頁、証人D①
24 頁）。

D③13頁)。

エ D③准教授は、同年4月7日に学長裁量経費への応募の意向をD①教授に伝えるまでの間、本件連携案件について米子市との協議の状況をD①教授に報告しておらず、本件連携案件について米子市との面談(認定事実(1)イ)を実施したことの報告もしていなかった(証人D①60頁、証人D③41～42頁)。

(4) 原告のD⑤病院長との面談の状況

ア 平成28年4月25日、原告とD⑤病院長の面談が実施され、D⑤病院長は、原告に対し、D①教授への報告をせずに本件連携案件を進めたこと、上司の許可なく農学部長と面談したことについて注意をするとともに、上司の指示に従って進めることが重要である旨伝えた(甲471・16頁、乙42・3、9頁)。

イ 原告は、上記アの面談中に、本件連携案件についてはD③准教授に対する報告を適切に行っており、要所ではD①教授にも報告していた旨反論するとともに、同月27日、原告の言い分に関する追加の資料を提出したが、D⑤病院長は同資料を確認しなかった(甲471・17頁、乙42・5頁)。

ウ 同年5月16日、再度原告とD⑤病院長の面談が実施され、D⑤病院長から原告に対し、上記イと同様の注意がされた(乙39・5頁、乙40・1～2頁)。

エ 同月25日、D②准教授、看護部長、事務部長、D②⑨コーディネーターが同席のもと、原告とD⑤病院長の面談が実施され、D⑤病院長は原告に対し、本件センター内での配属を変更してD②准教授の指示下で業務を行うよう告げるとともに、出張や外部との接触の際には事前の報告をした上、組織の方針に基づいて行動するよう注意した(乙47)。

オ D⑤病院長は、原告との面談を実施するに当たっては、基本的にD①教授からの報告をもとに事実関係を理解していた(乙42・4頁)。

【判断】

(1) 学長裁量経費の応募中止について

本件連携案件に関する学長裁量経費への応募と、それが取りやめとなった一連の経緯は、認定事実(2)ア～キのとおりである。原告から見れば、平成28年4月7日午前、本件連携案件について前向きに進めるとのD①教授の方針を聞いたところ、同日夕方には急遽反対の方針が示されるに至ったものであり、不満を抱く心情は理解できるものである。しかし、本件連携案件がいったん保留とされたのは、被告の組織内における医工農連携業務の位置付けや同業務を担当すべき部署の関係を踏まえたものであったと認められ（認定事実(2)オ）、D③准教授や原告に医工農連携業務を担当させる前に同業務の位置付け等を確認しておくのが望ましかったとはいえるものの、保留の判断は客観的にはやむを得ない理由によるものであって、不合理なものとはいえない。

また、組織内の意思決定の在り方を考慮すれば、いったんD①教授が前向き進めて良いと述べたとしてもそれは被告としての最終決定ではなく、その決定が上層部の判断によって覆ることも当然にあり得る。現に、同日夕方にされた保留の判断は主として理事の指摘に基づくものであり、最終的に本件連携案件について学長裁量経費への応募が取りやめとなったのはD⑤病院長の意向を踏まえたものであったのであるから（認定事実(2)オ、キ）、同日午前中のD①教授の判断が覆ったのもやむを得ないことであったというべきである。

以上によれば、D①教授の対応を含め、本件連携案件の学長裁量経費への応募が取りやめに至ったことについて、不当な点があったとは認められない。

(2) D⑤病院長の叱責について

平成28年4月25日から同年5月25日の間に複数回実施された面談の中で、D⑤病院長が原告に与えた注意は、主として①D①教授への報告なく本件連携案件を進めたこと、②上司の許可なく農学部長と面談したこと、に関するものであったと認められる（認定事実(4)ア～エ）。

しかし、①について見ると、同年3月27日にはD①教授も同席のもとで、米子市のD⑤からの本件連携案件に関する説明がされていたと認められ（認定事実(1)エ）、そもそも本件連携案件についてD①教授に全く報告がなかったわけではない。その上、本件連携案件を含む医工農連携事業に関する報告は、D③准教授がD①教授に対してすることになっていたのであるから（認定事実(3)ア）、D①教授への報告が不十分であったとしても、そのことについて直ちに原告に非があるとはいえない。現に、本件連携案件が進められていた頃にはD③准教授からD①教授への報告が減少し、D③准教授が米子市との面談についてD①教授への報告を怠ったこともあるのであるから（認定事実(3)イ～エ）、本件連携案件に関するD①教授への報告がなかったことについて一次的に責任を負うべきは原告ではなくD③准教授であったというべきであり、報告を怠ったとして原告に注意を与えるのは筋違いといわざるを得ない（なお、原告がD③准教授への報告を怠っていたことを示す証拠はない。）。この点について、D①教授は証人尋問において、原告がD③准教授に対してD①教授への報告をしないでおこうなどと述べたことがあり、D③准教授を責めることはできない旨述べるが（証人D①6 2頁）、原告がD③准教授に対してそのような働きかけをしたことを裏付ける証拠はなく、同証言を信用することはできない。そうすると、D⑤病院長が原告に対してした①の注意は、原告がD①教授に報告をしなければならぬのにこれを怠ったという誤った認識に基づく、不合理なものであったといわざるを得ない。

また、②についても、D③准教授がアポイントメントをとって原告とともに他学部の教授との面談を行っていたと認められ（認定事実(1)カ）、原告自身が上司の許可なく他学部の教授らと会っていたという事実は本件全証拠によっても認定できない。したがって、この点について、D⑤病院長が原告に対して与えた注意は、客観的事実に基づかないものであったといわざるを得ない。

そして、D⑤病院長は、専らD①教授の報告に基づいて事実関係を理解し、

他に事実関係の調査等を行うことなく原告に対して注意を与えたと認められるところ（認定事実(4)オ）、上記のとおり原告に非があるわけではないことは、医工農連携業務に関する当時の報告態勢や、D③准教授からD①教授への報告状況について丁寧に確認すれば判明し得た事実である。また、原告は同年4月25日の面談における注意に対して反論し、原告の主張に関する資料を提出するなどしていたのであるから（認定事実(4)イ）、前提となる事実関係の確認や原告が提出した資料の検討を慎重に行うべき状況にあったといえるところ、D⑤病院長においてこれを行うことができなかつたことがやむを得ないと首肯し得る事情は何らなかつたにもかかわらず、D⑤病院長は当該資料を確認していなかつた（認定事実(4)イ）。その上、同年5月25日の面談においては、本件連携案件に関する問題を契機として、原告の業務が変更されるなどしているところ（認定事実(4)エ）、原告に対してこれほどの不利益を課すのであれば、それを正当化できるだけの事実関係の有無は、より慎重に検討されなければならなかつたというべきである。

そうすると、少なくとも同年5月25日の面談における原告に対する注意は、前提となる事実関係について必要な調査を十分に尽くさないまま安易にされた、事実に基づかないものであつて、著しく不当である。加えて、上記のとおり、原告の業務内容が変更されるなど、原告が単に誤つて叱責されたという以上の不利益も受けたことに鑑みれば、パワハラと分類できるものかとはともかく、かかる原告に対する扱いは違法であり、不法行為を構成するものと認められる。

5 パワハラ⑥⑦

【認定事実】

(1) 本件センター内の体制変更

ア D①教授は、平成28年4月頃に体調を崩して診療に支障が出るなどしたため、本件センター長を辞任し、D⑤病院長が後任として本件センター長を兼任することになった（証人D①29～30頁）。

イ 原告は、D①教授が本件センター長を辞任するまではセンター長付きという立場であったが、D⑤病院長は、自身が病院長を兼務している関係で原告をセンター長付きのままとしておくことができないこと、原告はセンター長付きとなる前にD②准教授の指揮下に置かれていたことなどを踏まえ、原告には産業化臨床研究部門において再度D②准教授の指揮下で業務をさせることとし、同年5月25日、原告にその旨伝えた（乙42・8頁、乙47、前記4における認定事実（4）エ）。

ウ D②准教授は、同日以降、原告に褥瘡についての看護のニーズを踏まえた医療機器開発に関する業務を担当させることとし、看護師とコミュニケーションを取るためには、看護師の業務内容や、看護師が対応する疾患についての知識が必要であると考え、原告に対し、当該業務を進める前提として褥瘡の病態等に関する基礎知識の習得を指示した（証人D②12～13頁）。

(2) D②准教授による席替え等

ア D②准教授は、平成28年5月30日、本件センター内のスタッフの配置換えがあったことを契機に、同じ部門に所属する構成員を同じまとまりの配席とする趣旨で席替えを実施し、原告は「カンファレンスルーム」においてD①⑦助教及びD①⑧助教とひとまとまりの席となり、D①③准教授及び従前原告と業務上の関係があった職員であるD①⑨専門職は原告とは別室の「スタッフルーム3」に配置された（甲47の1、47の2、証人D②62～63頁、原告本人101頁）。

イ 原告は、同年6月17日、D②准教授に対して、メールで、仕事の質や効率を高め、安心して業務に取り組むために、部屋割りや席について情報共有のできる人たちと近くにしてほしいとして、配席に関する配慮を求めた（甲51、166）。

ウ D②准教授は、原告とのやりとりに巻き込まれることによって業務に支障が出ている職員がおり、対応の必要があると考え、同年12月12日、表向

きには「補佐員の方々の情報共有と業務効率化のため」という理由で、再度席替えを実施し、3名の補佐員が原告と同室のカンファレンスルームから別室のスタッフルーム3に移動した（甲49の1、49の2、乙43の1～43の4、証人D②63～64頁）。

5 エ D②准教授は、原告が看護のニーズに関する業務を担当するようになって以降、原告に対して、D③准教授やD⑱専門職とは業務内容が異なるので、両名を巻き込まないようにと指導したことを含め、業務時間中に業務上関係のない職員と必要のない接触をしないように注意したことがあった（乙41・3頁、証人D②15～16頁）。

10 オ D②准教授は、原告が自身の使用するパソコンに関する不正アクセスを訴えていた頃に、補佐員の業務に支障が生じることを懸念し、原告に対して、補佐員にパソコンに関する相談をしないように注意したことがあった（乙41・4頁、原告本人38頁）。

(3) 看護のニーズに関する業務

15 ア D②准教授は、原告に認定事実(1)ウのと通りの業務を指示し、文献調査や関係するレポートの提出を求めた（原告本人41頁）。

イ 原告は、平成28年6月2日、消化器外科棟において、看護副部長及び看護師長の案内のもと、看護現場の見学を実施し、その内容を同月14日にD②准教授に報告した（甲190の2）。

20 ウ 原告は、同月22日、上記イの見学を踏まえて関連商品の情報を看護副部長にメールで送信して紹介したところ、D②准教授は、同月23日、原告に対し、別途報告の機会を設定するため、そのようなメールは送信しないよう注意した（甲167、168）。

25 エ 原告は、同年7月13日、看護のニーズの内容や、それに対応する既存の技術、商品、参考文献等をまとめた表を作成し、看護部において発表を行った（甲54、172）。

オ 原告は、同月19日、褥瘡防止用具の特許取得者と連絡をとり、同業者から資料提供の前提として対象患者やその状態、今後の商品開発の見込み等について尋ねる返信があったのに対し、D②准教授は、同月20日、特に協業を望んでいるわけではないのでこれ以上の接触は不要である旨指示した（甲
5 169～171）。

カ 原告は、看護のニーズに関する業務を課されて以降、複数回にわたり、D②准教授に対し、同業務は他の職員との協同作業がなく、産官学連携コーディネーターが担うべき業務とは思えないこと、かかる業務を担当させられるのは苦痛であり、従前担当していた業務を再開させてほしいことなどを伝え、
10 平成29年1月13日には同趣旨のメールをD⑤病院長及びD⑥副課長にも送信した（甲53、166、190の12、190の15、471・18～19頁、原告本人40頁）

(4) 各種報告書等の提出指示

ア D②准教授は、平成28年6月14日頃、原告に対して毎日の業務の状況
15 について報告するよう求め、原告は、D②准教授に業務の状況を記載したメールを送信する方法により報告を行っていた（甲51）。

イ D②准教授は、同月19日頃、原告が看護のニーズに関する業務を行う中で、本件センター外部の者と連絡を取って情報収集をする手法について適切ではなく、外部と連絡を取る場合には事前に了解をとってほしいと考えていたこと、原告がD②准教授の質問に対して正面から応答しない、押し問答になるなど、口頭でのコミュニケーションに困難を感じていたことから、原告
20 に対して本件センター外部の者との接触状況を報告するコンタクト記録の提出を求めるとともに、業務状況の報告についても、所定の書式の週間報告書を提出して行うよう指示した（甲518の1、乙41・4～5頁、証人D
25 ②16、64～65頁）。

ウ D②准教授が原告に提出を求めたコンタクト記録及び週間報告書の書式

は、別紙3のとおりである（甲518の1）。

エ 本件センターにおいて、原告以外にコンタクト記録ないし週間報告書の提出を求められていた職員はいなかった（証人D②64頁）。

オ 原告は、D②准教授の指示があった以降、コンタクト記録ないし週間報告書を作成し、メールで送付してD②准教授に提出しつつ、同月15日ないし29日頃にかけて、複数回にわたって、D②准教授に対し、自分だけに上記報告書等の提出が求められることの理由の説明を求めるとともに、上記報告書等の作成作業が苦痛であるから再考してほしい旨訴えた（甲50～53、190の4）。

5
10 (5) 報告書の再提出の指示

ア D②准教授は、平成28年8月19日、原告の業務の状況が把握できていないとして、同日時点までの業務内容の報告や成果物及び週間報告書の提出を求めた（甲473）。

イ 原告が、上記アの指示を受けてD②准教授に対し、メールで業務の状況を報告したところ、D②准教授は、同月22日、原告に対し、原告の報告は業務報告になっておらず、問題点及び疑問点があるとして、①作業報告は行うべき作業項目を全て書き出してそれぞれの進捗を記載すること、何が障害になって業務が進まないかを分析して対応策を記載すること、②作業の内容や自分の分析結果が分かるようにまとめた成果物を作成すること等を指示した上、報告書等の再提出を求めた（甲474）。

ウ 原告は、上記イのD②准教授の指摘を受け、指摘事項について一つ一つで
5
15
20
25
30
35
40
45
50
55
60
65
70
75
80
85
90
95
100
105
110
115
120
125
130
135
140
145
150
155
160
165
170
175
180
185
190
195
200
205
210
215
220
225
230
235
240
245
250
255
260
265
270
275
280
285
290
295
300
305
310
315
320
325
330
335
340
345
350
355
360
365
370
375
380
385
390
395
400
405
410
415
420
425
430
435
440
445
450
455
460
465
470
475
480
485
490
495
500
505
510
515
520
525
530
535
540
545
550
555
560
565
570
575
580
585
590
595
600
605
610
615
620
625
630
635
640
645
650
655
660
665
670
675
680
685
690
695
700
705
710
715
720
725
730
735
740
745
750
755
760
765
770
775
780
785
790
795
800
805
810
815
820
825
830
835
840
845
850
855
860
865
870
875
880
885
890
895
900
905
910
915
920
925
930
935
940
945
950
955
960
965
970
975
980
985
990
995
1000
1005
1010
1015
1020
1025
1030
1035
1040
1045
1050
1055
1060
1065
1070
1075
1080
1085
1090
1095
1100
1105
1110
1115
1120
1125
1130
1135
1140
1145
1150
1155
1160
1165
1170
1175
1180
1185
1190
1195
1200
1205
1210
1215
1220
1225
1230
1235
1240
1245
1250
1255
1260
1265
1270
1275
1280
1285
1290
1295
1300
1305
1310
1315
1320
1325
1330
1335
1340
1345
1350
1355
1360
1365
1370
1375
1380
1385
1390
1395
1400
1405
1410
1415
1420
1425
1430
1435
1440
1445
1450
1455
1460
1465
1470
1475
1480
1485
1490
1495
1500
1505
1510
1515
1520
1525
1530
1535
1540
1545
1550
1555
1560
1565
1570
1575
1580
1585
1590
1595
1600
1605
1610
1615
1620
1625
1630
1635
1640
1645
1650
1655
1660
1665
1670
1675
1680
1685
1690
1695
1700
1705
1710
1715
1720
1725
1730
1735
1740
1745
1750
1755
1760
1765
1770
1775
1780
1785
1790
1795
1800
1805
1810
1815
1820
1825
1830
1835
1840
1845
1850
1855
1860
1865
1870
1875
1880
1885
1890
1895
1900
1905
1910
1915
1920
1925
1930
1935
1940
1945
1950
1955
1960
1965
1970
1975
1980
1985
1990
1995
2000
2005
2010
2015
2020
2025
2030
2035
2040
2045
2050
2055
2060
2065
2070
2075
2080
2085
2090
2095
2100
2105
2110
2115
2120
2125
2130
2135
2140
2145
2150
2155
2160
2165
2170
2175
2180
2185
2190
2195
2200
2205
2210
2215
2220
2225
2230
2235
2240
2245
2250
2255
2260
2265
2270
2275
2280
2285
2290
2295
2300
2305
2310
2315
2320
2325
2330
2335
2340
2345
2350
2355
2360
2365
2370
2375
2380
2385
2390
2395
2400
2405
2410
2415
2420
2425
2430
2435
2440
2445
2450
2455
2460
2465
2470
2475
2480
2485
2490
2495
2500
2505
2510
2515
2520
2525
2530
2535
2540
2545
2550
2555
2560
2565
2570
2575
2580
2585
2590
2595
2600
2605
2610
2615
2620
2625
2630
2635
2640
2645
2650
2655
2660
2665
2670
2675
2680
2685
2690
2695
2700
2705
2710
2715
2720
2725
2730
2735
2740
2745
2750
2755
2760
2765
2770
2775
2780
2785
2790
2795
2800
2805
2810
2815
2820
2825
2830
2835
2840
2845
2850
2855
2860
2865
2870
2875
2880
2885
2890
2895
2900
2905
2910
2915
2920
2925
2930
2935
2940
2945
2950
2955
2960
2965
2970
2975
2980
2985
2990
2995
3000
3005
3010
3015
3020
3025
3030
3035
3040
3045
3050
3055
3060
3065
3070
3075
3080
3085
3090
3095
3100
3105
3110
3115
3120
3125
3130
3135
3140
3145
3150
3155
3160
3165
3170
3175
3180
3185
3190
3195
3200
3205
3210
3215
3220
3225
3230
3235
3240
3245
3250
3255
3260
3265
3270
3275
3280
3285
3290
3295
3300
3305
3310
3315
3320
3325
3330
3335
3340
3345
3350
3355
3360
3365
3370
3375
3380
3385
3390
3395
3400
3405
3410
3415
3420
3425
3430
3435
3440
3445
3450
3455
3460
3465
3470
3475
3480
3485
3490
3495
3500
3505
3510
3515
3520
3525
3530
3535
3540
3545
3550
3555
3560
3565
3570
3575
3580
3585
3590
3595
3600
3605
3610
3615
3620
3625
3630
3635
3640
3645
3650
3655
3660
3665
3670
3675
3680
3685
3690
3695
3700
3705
3710
3715
3720
3725
3730
3735
3740
3745
3750
3755
3760
3765
3770
3775
3780
3785
3790
3795
3800
3805
3810
3815
3820
3825
3830
3835
3840
3845
3850
3855
3860
3865
3870
3875
3880
3885
3890
3895
3900
3905
3910
3915
3920
3925
3930
3935
3940
3945
3950
3955
3960
3965
3970
3975
3980
3985
3990
3995
4000
4005
4010
4015
4020
4025
4030
4035
4040
4045
4050
4055
4060
4065
4070
4075
4080
4085
4090
4095
4100
4105
4110
4115
4120
4125
4130
4135
4140
4145
4150
4155
4160
4165
4170
4175
4180
4185
4190
4195
4200
4205
4210
4215
4220
4225
4230
4235
4240
4245
4250
4255
4260
4265
4270
4275
4280
4285
4290
4295
4300
4305
4310
4315
4320
4325
4330
4335
4340
4345
4350
4355
4360
4365
4370
4375
4380
4385
4390
4395
4400
4405
4410
4415
4420
4425
4430
4435
4440
4445
4450
4455
4460
4465
4470
4475
4480
4485
4490
4495
4500
4505
4510
4515
4520
4525
4530
4535
4540
4545
4550
4555
4560
4565
4570
4575
4580
4585
4590
4595
4600
4605
4610
4615
4620
4625
4630
4635
4640
4645
4650
4655
4660
4665
4670
4675
4680
4685
4690
4695
4700
4705
4710
4715
4720
4725
4730
4735
4740
4745
4750
4755
4760
4765
4770
4775
4780
4785
4790
4795
4800
4805
4810
4815
4820
4825
4830
4835
4840
4845
4850
4855
4860
4865
4870
4875
4880
4885
4890
4895
4900
4905
4910
4915
4920
4925
4930
4935
4940
4945
4950
4955
4960
4965
4970
4975
4980
4985
4990
4995
5000
5005
5010
5015
5020
5025
5030
5035
5040
5045
5050
5055
5060
5065
5070
5075
5080
5085
5090
5095
5100
5105
5110
5115
5120
5125
5130
5135
5140
5145
5150
5155
5160
5165
5170
5175
5180
5185
5190
5195
5200
5205
5210
5215
5220
5225
5230
5235
5240
5245
5250
5255
5260
5265
5270
5275
5280
5285
5290
5295
5300
5305
5310
5315
5320
5325
5330
5335
5340
5345
5350
5355
5360
5365
5370
5375
5380
5385
5390
5395
5400
5405
5410
5415
5420
5425
5430
5435
5440
5445
5450
5455
5460
5465
5470
5475
5480
5485
5490
5495
5500
5505
5510
5515
5520
5525
5530
5535
5540
5545
5550
5555
5560
5565
5570
5575
5580
5585
5590
5595
5600
5605
5610
5615
5620
5625
5630
5635
5640
5645
5650
5655
5660
5665
5670
5675
5680
5685
5690
5695
5700
5705
5710
5715
5720
5725
5730
5735
5740
5745
5750
5755
5760
5765
5770
5775
5780
5785
5790
5795
5800
5805
5810
5815
5820
5825
5830
5835
5840
5845
5850
5855
5860
5865
5870
5875
5880
5885
5890
5895
5900
5905
5910
5915
5920
5925
5930
5935
5940
5945
5950
5955
5960
5965
5970
5975
5980
5985
5990
5995
6000
6005
6010
6015
6020
6025
6030
6035
6040
6045
6050
6055
6060
6065
6070
6075
6080
6085
6090
6095
6100
6105
6110
6115
6120
6125
6130
6135
6140
6145
6150
6155
6160
6165
6170
6175
6180
6185
6190
6195
6200
6205
6210
6215
6220
6225
6230
6235
6240
6245
6250
6255
6260
6265
6270
6275
6280
6285
6290
6295
6300
6305
6310
6315
6320
6325
6330
6335
6340
6345
6350
6355
6360
6365
6370
6375
6380
6385
6390
6395
6400
6405
6410
6415
6420
6425
6430
6435
6440
6445
6450
6455
6460
6465
6470
6475
6480
6485
6490
6495
6500
6505
6510
6515
6520
6525
6530
6535
6540
6545
6550
6555
6560
6565
6570
6575
6580
6585
6590
6595
6600
6605
6610
6615
6620
6625
6630
6635
6640
6645
6650
6655
6660
6665
6670
6675
6680
6685
6690
6695
6700
6705
6710
6715
6720
6725
6730
6735
6740
6745
6750
6755
6760
6765
6770
6775
6780
6785
6790
6795
6800
6805
6810
6815
6820
6825
6830
6835
6840
6845
6850
6855
6860
6865
6870
6875
6880
6885
6890
6895
6900
6905
6910
6915
6920
6925
6930
6935
6940
6945
6950
6955
6960
6965
6970
6975
6980
6985
6990
6995
7000
7005
7010
7015
7020
7025
7030
7035
7040
7045
7050
7055
7060
7065
7070
7075
7080
7085
7090
7095
7100
7105
7110
7115
7120
7125
7130
7135
7140
7145
7150
7155
7160
7165
7170
7175
7180
7185
7190
7195
7200
7205
7210
7215
7220
7225
7230
7235
7240
7245
7250
7255
7260
7265
7270
7275
7280
7285
7290
7295
7300
7305
7310
7315
7320
7325
7330
7335
7340
7345
7350
7355
7360
7365
7370
7375
7380
7385
7390
7395
7400
7405
7410
7415
7420
7425
7430
7435
7440
7445
7450
7455
7460
7465
7470
7475
7480
7485
7490
7495
7500
7505
7510
7515
7520
7525
7530
7535
7540
7545
7550
7555
7560
7565
7570
7575
7580
7585
7590
7595
7600
7605
7610
7615
7620
7625
7630
7635
7640
7645
7650
7655
7660
7665
7670
7675
7680
7685
7690
7695
7700
7705
7710
7715
7720
7725
7730
7735
7740
7745
7750
7755
7760
7765
7770
7775
7780
7785
7790
7795
7800
7805
7810
7815
7820
7825
7830
7835
7840
7845
7850
7855
7860
7865
7870
7875
7880
7885
7890
7895
7900
7905
7910
7915
7920
7925
7930
7935
7940
7945
7950
7955
7960
7965
7970
7975
7980
7985
7990
7995
8000
8005
8010
8015
8020
8025
8030
8035
8040
8045
8050
8055
8060
8065
8070
8075
8080
8085
8090
8095
8100
8105
8110
8115
8120
8125
8130
8135
8140
8145
8150
8155
8160
8165
8170
8175
8180
8185
8190
8195
8200
8205
8210
8215
8220
8225
8230
8235
8240
8245
8250
8255
8260
8265
8270
8275
8280
8285
8290
8295
8300
8305
8310
8315
8320
8325
8330
8335
8340
8345
8350
8355
8360
8365
8370
8375
8380
8385
8390
8395
8400
8405
8410
8415
8420
8425
8430
8435
8440
8445
8450
8455
8460
8465
8470
8475
8480
8485
8490
8495
8500
8505
8510
8515
8520
8525
8530
8535
8540
8545
8550
8555
8560
8565
8570
8575
8580
8585
8590
8595
8600
8605
8610
8615
8620
8625
8630
8635
8640
8645
8650
8655
8660
8665
8670
8675
8680
8685
8690
8695
8700
8705
8710
8715
8720
8725
8730
8735
8740
8745
8750
8755
8760
8765
8770
8775
8780
8785
8790
8795
8800
8805
8810
8815
8820
8825
8830
8835
8840
8845
8850
8855
8860
8865
8870
8875
8880
8885
8890
8895
8900
8905
8910
8915
8920
8925
8930
8935
8940
8945
8950
8955
8960
8965
8970
8975
8980
8985
8990
8995
9000
9005
9010
9015
9020
9025
9030
9035
9040
9045
9050
9055
9060
9065
9070
9075
9080
9085
9090
9095
9100
9105
9110
9115
9120
9125
9130
9135
9140
9145
9150
9155
9160
9165
9170
9175
9180
9185
9190
9195
9200
9205
9210
9215
9220
9225
9230
9235
9240
9245
9250
9255
9260
9265
9270
9275
9280
9285
9290
9295
9300
9305
9310
9315
9320
9325
9330
9335
9340
9345
9350
9355
9360
9365
9370
9375
9380
9385
9390
9395
9400
9405
9410
9415
9420
9425
9430
9435
9440
9445
9450
9455
9460
9465
9470
9475
9480
9485
9490
9495
9500
9505
9510
9515
9520
9525
9530
9535
9540
9545
9550
9555
9560
9565
9570
9575
9580
9585
9590
9595
9600
9605
9610
9615
9620
9625
9630
9635
9640
9645
9650
9655
9660
9665
9670
9675
9680
9685
9690
9695
9700
9705
9710
9715
9720
9725
9730
9735
9740
9745
9750
9755
9760
9765
9770
9775
9780
9785
9790
9795
9800
9805
9810
9815
9820
9825
9830
9835
9840
9845
9850
9855
9860
9865
9870
9875
9880
9885
9890
9895
9900
9905
9910
9915
9920
9925
9930
9935
9940
9945
9950
9955
9960
9965
9970
9975
9980
9985
99

業務報告とは程遠い内容であって、「ちゃんとした業務報告」を送ってほしいとして、37項目にわたるコメントを付した上、再提出を求めた。それらのコメントには、報告内容の誤り、D②准教授の認識と相違する点、誤記、D②准教授が不十分と考える点を指摘するもののほか、「意味不明」、「あなたは、本当に医療機器等の商品を開発する気があるのですか?」、「あなたは、このような中途半端な調査で「調べた」というのですか?」、「成果が全然見えません」、「あなたの発表がどれだけ現場からかけ離れているか、を示しています」等の表現によるものが含まれる。(甲54、476)

オ 原告は、これに対し、「ちゃんとした業務報告」の具体的内容を教えてほしいと伝えたものの、D②准教授は、同月26日、報告書にコメントを付していることを踏まえ、「具体的な指示」に対して、あなたが行ったことを報告してくださいと言っています。」と返信した(甲477)。

カ 原告は、同年12月16日、D②准教授にNPPVマスク(非侵襲的陽圧換気療法)と褥瘡に関する業務報告書を提出したところ、D②准教授は同月28日、これに「図表が無いので具体性に欠け、不明瞭」、「市場に関する記述がない」、「疾患の背景について触れておらず、考察が不十分」、「新規性、有用性の分析は?」、「文献調査がpoor」、「国内の文献にとどまっている」などのコメントを付して返送し、再提出を求めた(甲524)。

(6) 産官学連携コーディネーターの業務内容等

ア 被告においては、原告を採用する前から、被告(大学)の産官学連携コーディネーターのポストが存在していたところ、被告病院の業務の増加等に伴い、平成27年4月から本件センター内に産官学連携コーディネーターのポストを設けることとなった(証人D①87頁)。

イ 被告の有期契約職員就業規則においては、産官学連携コーディネーターの職務内容は、「被告と地方公共団体又は民間企業等が共同で取り組む教育研究に関する事業を円滑に実施できるよう調整を行う」ものとされている(甲

3)。

ウ 原告の採用手続の中では、原告に対して産官学連携コーディネーターの具体的な業務内容や採用後に担当する業務内容についての特段の説明はなかった（原告本人89、106頁）。

5 エ 原告は、産官学連携コーディネーターの業務は、企業、行政及び研究機関の三者をつなげて新たな商品の開発を進めることであり、三者間の連絡調整のみならず、連携すべき相手を探すことも業務に含まれるものと理解していた（原告本人104頁）。

10 オ D①教授は、産官学連携コーディネーターは、主として企業と研究機関の共同研究を進める上での連絡調整等のコミュニケーションを担うものと理解していた（証人D①87頁）。

15 カ D②准教授は、産官学連携コーディネーターは、大学病院内の医療従事者のニーズや研究成果を製品化することを支援するものであり、コーディネーターの前提となる準備や調整もその業務に含まれると理解していた（証人D②1、5頁）。

20 キ D②准教授と原告の間で産官学連携コーディネーターの業務内容に関する認識が異なった結果、原告がD②准教授から原告は産官学連携コーディネーターではないと告げられたものと受け止めてそのことをD①教授に訴え、D①教授がD②准教授に対して原告が産官学連携コーディネーターではないとの発言は間違いである旨注意を与えたことがあった（甲165の1、原告本人9～11頁、証人D②5～6頁）。

【判断】

(1) 原告の配席等

25 平成28年5月30日に本件センター内の席替えが実施されているところ、これは本件センター長の交替やそれに伴う原告の配属及び業務内容の変更があったこと（認定事実(1)ア～ウ）を踏まえ、職員が所属する部門と配席を揃え

る趣旨で実施されたものと認められる（認定事実(1)ア）。このような席替えは、客観的に見れば体制変更に伴う合理的な措置であり、原告を孤立させる意図に基づくものであったとは認められない。席替えの結果として、原告が従前担当していた業務の関係でコミュニケーションをとることが多かったD③准教授やD⑨専門職は原告と別室に配置され、原告が配席について不満を感じたことは認められる（認定事実(2)ア、イ）。しかし、原告が新たに担当することになった看護のニーズに関する業務について、D③准教授やD⑨専門職が業務上の関係を有していたとは認められないのであって、担当業務が異なる以上、執務室が別になったとしてもやむを得ないというべきであるし、席替えに関して原告を孤立させる意図があったことを推認させるものともいえない。なお、原告は、原告を監視する目的でカンファレンスルームに監視カメラが設置された旨主張するが、そのような事実を認めるに足りる証拠はない。

次に同年12月12日に実施された席替えについて見ると、席替えを実施した実質的な理由は、D②准教授が原告とのやりとり等により他の職員に支障が及ぶことを懸念したことであったと認められる（認定事実(2)ウ）。しかし、どの職員が原告との関係でどのような業務上の支障が生じる状況にあったのかといったD②准教授の懸念の具体的内容については、証拠上明らかではなく、この席替えの必要性がどれほど高いものであったかは不明というほかない。もっとも、職場内の適正な配席を決める上では、各職員の業務内容、職員同士の人的関係等の様々な事情を考慮する必要があると考えられ、配席を変更する必要性や変更の時期、具体的な配席等の決定については、これらの事情を把握する地位にある管理職に一定の裁量があるというべきである。そして、補佐員が別室に移ったという点（認定事実(2)ウ）のみでは原告を孤立させる目的があったとは認め難いことからすれば、二回目の席替えについても特段不当な意図に基づくものとは認められず、D②准教授が裁量の範囲を逸脱して配席を変更したと評価することはできない。

また、D②准教授が、原告に他の職員と接触しないように注意したことがあるものの、それは業務時間中に業務上の関係のない職員との接触を禁じたり、他の職員の業務の支障になるような相談を持ち掛けることを禁じたりしたにとどまると認められ（認定事実(2)エ、オ）、そのこと自体は、原告自身や他の職員の業務の円滑な進捗を確保するための指導として不当なものとはいえない。これに対して、原告は人間関係を完全に遮断された旨主張するものの、D②准教授の指示が上記のような限度を超えて、業務上の必要がある場合や業務時間外にまで他の職員との接触を禁じたことを示す証拠はなく、原告の主張は採用できない。

以上によれば、同年5月30日以降、D②准教授が二度にわたり席替えをしたことが不当であるとは認められず、また、原告に対して他の職員と不必要な接触をしないよう指示したことは業務上の指導の範囲を逸脱するものではなく、違法性は認められない。

(2) D②准教授の業務指示等

ア 看護のニーズに関する業務

原告は、平成28年5月25日以降、D②准教授の指示により、褥瘡に関する看護のニーズを調査する業務に従事し、文献調査やレポートの作成、看護の現場の見学や看護部における発表等を行ったと認められるところ（認定事実(1)ウ、(3)ア、イ、エ）、原告はこれが産官学連携コーディネーターの業務としてふさわしくない内容である旨主張する。

そこで、産官学連携コーディネーターの業務がいかなるものであるかについて見ると、被告の就業規則において業務内容の一定の定義は存在しており（認定事実(6)イ）、原告、D①教授及びD②准教授は、いずれも、産官学連携コーディネーターは、産業界、行政及び研究機関の協力によって商品開発を進めるための連絡調整を担うという、上記の定義にも概ね整合するイメージを持っていたものと認められる（認定事実(5)エ～カ）。もっとも、上記の定義

や、各人が持っていたイメージは抽象的なものにとどまっており、原告の採用時点においても、具体的な業務内容が説明されたわけではなかったというのであるし（認定事実(6)ウ）、現に、原告とD②准教授の産官学連携コーディネーターの具体的な業務内容の認識の相違から、トラブルが生じたこともあったと認められるのであるから（認定事実(6)キ）、ある一定の範囲から逸脱する業務は産官学連携コーディネーターの業務ではないといえるほどに、その業務の範囲が明確に定められているわけではなかったというべきである。その上で、看護のニーズに関する業務について見ると、商品開発の前提となるニーズを発掘することは、後に当該ニーズに応える商品開発を進めていく上で協力関係を築く相手となる企業や行政を探し、これらとの連絡調整を行っていき出発点となるものであるから、産官学連携コーディネーターの業務の一部であると理解することも十分に可能である。原告が看護のニーズに関する業務が産官学連携コーディネーターの仕事でないと感じたのは、同業務が「原告の考える産官学連携コーディネーターの仕事」ではなかったというに過ぎない。そうすると、D②准教授が、具体的な外部機関との連絡調整の前提となる準備についても産官学連携コーディネーターの業務であるという理解のもとで（認定事実(6)カ）、看護のニーズに関する業務を原告に指示したことは、原告に見合わない業務を課すものではなく、違法であるとはいえない。

なお、原告が看護のニーズに関する業務を行う中で、原告がD②准教授の指示により看護副部長への情報提供を止められたり、外部業者との接触を止められたりしたことがあったと認められ（認定事実(3)ウ、オ）、こうしたことから原告がコーディネーターとしての仕事ができいないと感じたことが窺われる。しかし、これらの指示は、別途報告の機会が予定されている、協業を予定していないなどの相応の理由に基づくものであるし、一方でD②准教授は看護部の見学や発表の機会も設けているのであるから（認定事実(3)

イ、エ)、D②准教授が不当に原告の業務内容を制限していたとも認められない。

イ 各種報告書等の提出指示

原告が主張するとおり、D②准教授は平成28年6月中旬頃以降、原告に対して
5 コンタクト記録及び週間報告書（以下これらをまとめて「報告書等」という。）の提出を求めていたと認められる（認定事実(4)ア、イ）。

もともと、これらの報告書等の書式（認定事実(4)ウ、別紙3）を見ると、
コンタクト記録については、外部者との連絡の日時、相手、連絡内容等をA
4サイズ1枚程度の書面に記載するものであって、週間報告書については、
10 日ごとに午前中、午後1時から午後3時、午後3時から午後5時、時間外の
4つの時間帯に分け、それぞれ行った業務内容を記載するものとなっており、
印刷した場合のシートの大きさは明らかでないものの、7日分が一つのエク
セルファイルのシートに収められている。これらの書式に照らすと、報告書
等は、その日のあった事実をそのまま書けば足りるものであって、記載に当
15 たって特段の思考や工夫は必要でなく、記載量に鑑みても、作成にそれほどの
手間や時間を要するものとは考え難いから、これらの報告書等の作成を課
すことが不当に業務を増加させるような措置であるという評価はできない。

原告は、自らにのみ報告書等の提出が課されることについて差別的取り扱い
20 であると感じて不服である旨D②准教授に訴えており、確かに原告以外の
職員には同様の報告書等の提出は求められていなかったと認められる（認定
事実(4)エ、オ）。この点について、D②准教授は、原告に報告書等の作成を求
めた理由として、従前原告がD②准教授の事前の了解がないまま外部と接触
していたことや、原告との口頭のコミュニケーションに難があったことを挙
げているが（認定事実(4)イ）、原告の業務の進め方にこれらの問題があった
25 ことを具体的に示す証拠はなく、原告に対して特に書面による報告を求める
必要が高かったことを前提とすることはできず、原告のみに報告書等の提出

を求めたことが適切であったか疑問がないわけではない。もっとも、上司が部下に対して業務上の報告をどのような方法で求めるかについては、上司にある程度の裁量が認められてしかるべきであり、過剰な負担となるような方法を求める場合は別段、業務に関する報告書の提出を求めることが直ちに違法であるとはいえないと解するのが相当である。そして、上記のとおり、D②准教授が原告に求めた週間報告書やコンタクト記録は、その作成の負担が不相当に大きいものではないのであるから、他の職員には同種の報告書の提出が求められていなかったことを踏まえても、D②准教授の指示が違法であるとまではいえない。

5

10

ウ 報告書の再提出の求め等

原告とD②准教授との間で、平成28年8月下旬頃、原告の業務に関する報告書に関するやりとりが繰り返され、その中でD②准教授が原告に対して複数回にわたり報告書の再提出を求めたのは認定事実(5)ア～オのとおりであり、これらの認定事実によれば、D②准教授は原告が提出した報告書の体裁や内容について、問題点を指摘して再提出を求めたものであり、理由もなく不当に報告書の再提出を指示したものとは評価できない。また、D②准教授は同年12月にも原告に対して報告書の再提出を求めたことがあるものの、これも記載内容や文献調査が不十分であることを指摘して再提出を求めるものであって（認定事実(5)カ）、理不尽な要求とはいえない。

15

20

もっとも、D②准教授が報告書の再提出を求めるに当たって、同年8月25日に原告の報告書に付したコメントの具体的内容を見ると、「意味不明」、「あなたは、本当に医療機器等の商品を開発する気があるのですか?」、「あなたは、このような中途半端な調査で「調べた」というのですか?」、「成果が全然見えません」、「あなたの発表がどれだけ現場からかけ離れているか、を示しています」といったものが含まれている。これらのコメントを除いて読んでも、D②准教授が原告に対してどのような報告書の提出を求めている

25

かは十分に理解できることからすると、これらのコメントは報告書の改善すべき点や改善の方向性を示すためには不必要であるし、むしろ、その表現ぶりを見ると、指導のために必要とは思われない辛辣な言葉で原告を非難ないし否定するばかりで、報告書の修正や改善の助けには全くなならないものである。そうすると、これらのコメントがD②准教授から原告に対するフィードバックの中でなされたものであるという点を考慮してもなお、指導の範囲を逸脱して違法といわざるを得ない。なお、同年12月16日に付されたコメントについては、「文献調査がp o o r」など（認定事実(5)カ）、やや不穏当な表現も見受けられるものの、基本的には報告書の不十分な点を指摘するにとどまり、指導の範囲を逸脱した点はない。

6 パワハラ⑧

【認定事実】

(1) 原告の外部講演

ア 原告は、一人暮らしの高齢者宅を訪問して話を聞いたり、施設で話し相手になったりする傾聴ボランティア活動に関する書籍の出版に編著者として関与した経験があり、被告に入職後も傾聴ボランティア活動に関する外部講演の依頼を受けることがあった（前提事実(2)カ、甲173、弁論の全趣旨）。

イ 原告は、被告に在職中、以下の傾聴ボランティアに関する外部講演を行った（開催日、依頼元の順に記載。以下、冒頭に付した丸番号に従って「講演①」のように記載することがある。）（甲471）。

① 平成28年2月5日：NPO法人D②

② 同年8月21日：D②連合会

③ 同年10月6日：NPO法人D②

④ 平成29年1月24日：D②協議会

⑤ 同年2月17日：NPO法人D②

(2) 被告における外部講演に関する手続

ア 被告における、「被告職員の兼業に関する規程」（以下「規程」）及び「被告職員の兼業の取扱いに関する細則（以下「細則」）」によれば、1日限りの兼業は短期間の兼業と扱われ、兼業許可申請書による許可は不要であり（規程45条1項1号）、兼業に従事する内容（日時、場所等）を記載した書類により
5 予め部局長等の承認を得るものとされている（細則4条）（甲506、乙52）。

イ 被告総務課長が、本件センターに宛てて平成28年1月4日に発出した「平成28年度の兼業許可申請について」と題する書面においては、原則として兼業には兼業依頼状を提出して学長の許可を得ることが必要であると
10 しつつ、1日限りの兼業については、兼業依頼状による許可申請は不要であり、兼業に係る依頼主からの任意様式の依頼状を添付した上、「事業者等からの講演等依頼に関する届出」により総務課職員係に届出を行うものとされている（甲174、525）。

ウ 原告は被告在職当時、本件センターの職員が外部講演をする際の手続について
15 には、依頼元から病院長及び講演者に講師派遣依頼の書類の提出を受けた後、講演者が「事業者等からの講演等依頼に関する届出」を病院長に提出し、病院長がこれを確認するものと理解していた（甲75、174、471・21～21頁）。

エ D②准教授は、平成28年当時、本件センターの職員が外部講演をする際
20 の手続としては、最終的には病院長の許可が必要であるが、その前提として直属の上司の許可が必要であると認識していた（証人D②17～18頁）。

(3) 講演①③に関する手続

ア 原告に対して講演①の依頼があった際、本件センターのD③補佐員が依頼
25 主に当時の本件センター長であるD①教授宛ての招聘状の提出を求め、原告は被告病院の許可があったという認識の下、依頼主との連絡調整を進めていた（甲175の1、175の2）。

イ 原告は、D①教授から、外部講演を行う際の許可はD①教授ではなくD⑤
5 病院長から得るように指示されたことがあった（原告本人73頁）。

ウ 原告は、講演③の依頼を受けた際、依頼主に対して、正式な依頼の受諾は
被告病院の許可が前提となるため、講演依頼書をD⑤病院長及び原告宛に送
付してもらいたい旨説明した（甲177の1）。

(4) 講演③の手続に関するD②准教授の対応

ア 原告は、平成28年6月9日頃、NPO法人D⑩から外部講演（講演③）
の依頼を受け、同月29日にはその旨コンタクト記録に記載し、D②准教授
に提出した（甲76、177の1）。

10 イ 原告は、同月30日、講演③に関して依頼主から電話連絡があり、講演依
頼内容の説明を受け、その旨コンタクト記録に記載し、D②准教授に提出し
た（甲77）。

ウ 原告は、同年7月5日、講演③に関して補佐員を通じて依頼主に講演の謝
金は不要である旨伝え、その旨コンタクト記録に記載し、D②准教授に提出
15 した（甲78）。

エ 原告は、同年10月3日、D②准教授に対し、メールで同月6日は外部の
講演依頼（講演③）があり、休暇を取得すること、同講演について病院長へ
の報告と許可の取得は済んでいることを報告したところ、D②准教授は、「講
演依頼について、聞いていません。前から言っております通り、上司の許可
20 が必要なのではないですか。なお、講演会は内容を知りませんが、休暇を取
っての出演ということのようですので、あくまでも個人としての講演となろ
うかと思えます。業務ではありませんので、「被告」等の仕事上のあなたの所
属を用いないようご注意ください。」などと返信した（甲79）。

オ 原告は、同日、上記エの返信を踏まえ、D②准教授及びD⑤病院長に対し、
25 外部講演をする際に従前原告が履践していた手続と、D②准教授からの指示
が異なるとして、外部講演をする際の手続や、講演に際して被告職員を名乗

ることを制限する規定の有無について確認するメールを送信した（甲177の2）。

(5) 講演④の手續に関するD②准教授の対応

5 ア 原告は、平成28年10月3日、D②協議会から平成29年1月頃の外部講演の依頼を受け、その旨を認定事実(4)オのD⑤病院長及びD②准教授宛てのメールに併せて記載した（甲177の2）。

イ D②協議会は、同年11月30日、原告宛ての講演依頼の書面を提出した（甲178の1）。

10 ウ 講演④に関する被告総務課への届出のために、監督者の確認印を求める同年12月5日付けの書面には、本件センター長、部門長及び担当者の承認印欄や、部門長の承認日や本件センター長への送付日を補佐員が記載する欄が設けられており、承認印については、担当者としてのD③補佐員及び本件センター長としてのD⑤病院長の押印はあるが、部門長の押印欄は空欄となっていた（甲178の2）。

15 エ D②准教授は、同年12月19日、原告に対し、講演④について、講演依頼等の手續が進められる前にD②准教授が当該依頼を了解していないとして、従前にも同様の注意をしているように、上長であるD②准教授の了解を取った上で手續を進めるべきである旨注意した。この注意に係るやりとりの中で、原告は従前同様の注意を聞いたことはない、D①教授が上司であった
20 時期には上長の許可が必要とはされていなかったなどと反論したところ、D②准教授は、従前の運用は知らないなどと述べた上、「じゃ、これは、断っていいの?」、「そんな態度だと、あなた、これ、僕は、認められないよ。」、「今、お願いしたいと言って来たけど、これまで、ずっと反抗的な態度をとって」と発言した。（甲180、471）

25 【判断】

(1) 外部講演に関する手續について

認定事実(2)ア及びイによれば、被告において、職員が1日限りの外部講演講師を務める場合に必要な手続は、関係規則（規程及び細則）上は、兼業許可は不要であるものの部局長等の事前承認が必要であるとされている一方、実際には、総務課長発出の書面に基づき、講演依頼者からの依頼状を添付した上で、
5 所定の届出書により総務課職員に届出を行うという運用が採られていたものと認められる（以下「運用A」）。また、本件センター内において当該届出手続に用いる書面には、部門長及び本件センター長が内容を確認することを前提とした承認印欄が設けられており（認定事実(5)ウ）、その根拠規定は明らかでないものの、届出に当たっては、事実上部門長及び本件センター長の承認を得る
10 運用（以下「運用B」）が採られていたことも認められる。

これを前提にすると、外部講演の手続に関するD②准教授の認識（認定事実(2)エ）は、許可、承認及び届出の正確な使い分けはともかく、いずれかの段階で部門長の了解が必要であるという点において誤りはないと認められる（なお、規程及び細則に基づいて事前承認の主体となる「部局長等」が、原告から見た
15 D②准教授を指すものであるかは必ずしも明らかでない。「部局長等」の承認を要する旨定めるのは細則4条であるところ、細則中に「部局長等」の定義はなく、細則5条1号口の「部局長」について細則6条に定義が置かれているにとどまり、同条によれば、学部長や病院長は「部局長」に含まれるものの、本件センター内の部門長が「部局長」に含まれるか否かは不明というほかない。
20 もっとも、前記のとおり、届出の前提として部門長の承認を得る運用Bも存在したと窺われることからすると、D②准教授が原告に自らの承認を求めることが誤りであるとはいえない。)

一方で、外部講演の手続に関する原告の認識（認定事実(2)ウ）は、概ね総務課長発出の書面に基づく運用Aに沿うものであるものの、部門長の承認を得る
25 運用Bには反する部分があったと認められる。もっとも、運用Bの根拠が不明確であることや、原告はD①教授から本件センター長ではなく病院長の許可を

5 得るよう言われたことがあったこと（認定事実(3)イ）、他に講演③に至るまでに原告が外部講演に係る手続の誤りを指摘されるなどの指導を受けたことがあったとは窺われないことからすると、原告において自身が採っている方法が誤りであると認識することは容易ではなく、少なくとも原告とD②准教授の間で外部講演の手続が初めて問題となった講演③の時点では、原告が正しい手続
10 ないし運用を認識していなかったとしてもやむを得ない状況であったというべきである。

(2) 講演③に関するD②准教授の対応

講演③に関して、D②准教授は同講演の3日前に、原告に対し、㉠同講演について事前に聞いておらず、㉡上司であるD②准教授の許可が必要である旨指摘した上、㉢被告における肩書を使用しないように求めたと認められる（認定
15 事実(4)エ）。

上記のうち、㉠については、D②准教授のいう許可が承認を意味するものであれば、それを求めることが誤りとはいえないのは前記(1)のとおりであるし、
20 許可にせよ承認にせよ、事前にD②准教授の了解を得るという点では違いはない。また、D②准教授が送信したメールの文面（認定事実(4)エ）に照らせば、承認が必要であるとの趣旨の指摘をするにとどまり、D②准教授の承認を得なければ講演を許可しないというようなものでもない。そうすると、㉡の対応が違法であるとはいえない。

25 また、㉢について、被告は、D②准教授の対応は、原告が被告を代表して講演を行っているかのような誤解を招くことを懸念したことによるものであった旨主張する。しかし、原告が行おうとしていた講演は、傾聴ボランティアに関するものであって（認定事実(1)ア）、被告における業務との関連は薄いから、参加者において原告が被告を代表して活動していると誤解する可能性がどこまで現実的であったかについては疑問がある。また、D②准教授自身も、講演者の経歴紹介として被告に所属していることに言及すること自体は、D②准教

授が控えるように求めた肩書の使用には当たらない旨述べているが（証人D②
7 2 頁）、D②准教授のメールの文面に照らすと、そのような経歴紹介におけ
る言及も含めて控えるよう求めているかのように誤解される余地もある表現
になっており、原告に対する伝え方として言葉足らずの部分があったことは否
5 めない。もっとも、本件センターの部門長という役職に就いていたD②准教授
が、被告ないしは本件センターの職員が外部の活動において被告に係る肩書
を使用することによる影響を懸念すること自体がおよそ不合理とはいえない。ま
た、あくまでもD②准教授が求めたのは肩書を使用しないことにとどまってい
るし、被告における業務との関連性の薄さを前提とすると、肩書自体が原告の
10 活動において重要な意味を有していたとも考え難い。そうすると、D②准教授
の表現に適切さを欠く面があったとはいえるものの、原告の講演を妨害するよ
うなものとは評価できず、違法であるとはいえない。

一方で、㊦については、原告は講演依頼があったことや講演依頼者とのやり
とりの内容についてコンタクト記録の提出によりD②准教授に報告していた
15 のであるから（認定事実(4)ア～ウ）、このような指摘がなされたのはひとえに
D②准教授が同記録を適切に確認していなかったことに起因するものであり、
D②准教授の指摘は理不尽なものというほかない。この点につき、被告は、原
告は業務との関連性が不明な長文のメールを頻回に送信するため、D②准教授
が同記録をすべて把握していなかったとしても非難できない旨を指摘するが、
20 コンタクト記録を提出するメールとそれ以外のメールを見分けることは煩雑
な作業であるとは考え難いし、そもそもコンタクト記録はD②准教授自身が原
告に提出を指示したものである（前記5における認定事実(4)イ）ことも考慮す
ると、仮に被告の指摘する事情があったとしても、自ら提出を求めたコンタク
ト記録を確認しないことが正当化されるものとはいえない。

25 以上によれば、講演③に関するD②准教授の対応には、理不尽なものも含ま
れていたといえる。しかし、原告の講演を禁じたわけでもなく、全体として講

演の妨害とはいえるような対応ではなかったことを踏まえると、D②准教授の対応が違法であるとまではいえない。

(3) 講演④に関するD②准教授の対応

5 D②准教授は、講演④に関して原告が事前にD②准教授の承認を得ることなく、手続を進めようとしており、講演③に関する同様の注意をしたことがあったことから、再度原告に対して、D②准教授の事前の承認が必要である旨注意したものと認められる（認定事実(4)エ、(5)ウ、エ）。

10 確かに、原告はD②准教授から講演③に関して一度注意を受けたのに、自らが正しいと認識する手続の正当性について、先例があると主張する以上には具体的な根拠を示しておらず（認定事実(5)エ）、また、D②准教授の事前の承認が不要であるという根拠を示すこともなかったと窺われ、D②准教授の指摘を受け入れることなく自己の見解に固執し、同様の行動を繰り返した原告の対応にも問題はある。また、根拠が不明確とはいえ、運用Bが現に存在し、外部講演に当たって原告にD②准教授の事前の承認を求めること自体は正当な指導といえることも踏まえれば、原告に対してD②准教授の事前承認を求めて改めて注意することが当然に問題となるわけではない。

15 もっとも、原告は講演③の手続に関してD②准教授から注意を受けた際に、D⑤病院長及びD②准教授に宛てて正しい手続を確認するためのメールを送信している上（認定事実(4)オ）、同メールにおいて平成29年1月に別の講演（講演④）が予定されていることも記載してあったのだから（認定事実(5)ア）、
20 このメールを踏まえて原告とD②准教授との間で外部講演に関するルールを確認し、認識を共通化するべきであったにもかかわらず、そのような措置がとられたことは窺われない。講演④に関する注意の具体的なやりとりを見ても、D②准教授は、特段根拠を示すことなくD②准教授の事前承認が必要であることを繰り返す、原告がD①教授の下で業務を行っていた頃の手続に基づいて反論しても、それについては知らないと述べるばかりでまともに取り合わず、原

告の主張が誤りであることを具体的な根拠に基づいて説明しようとはしていない。その上、原告が自らの立場を変えずにD②准教授の事前の承認は不要である旨の主張を繰り返すことに対して、「断っていいの?」、「そんな態度だと…認められないよ」などと、原告がD②准教授に従わないことを理由に外部講演を認めないかのような発言もしている（認定事実(5)エ、甲180）。

このように、D②准教授は、講演③の際から原告の外部講演に係る手続の適否が問題となっており、この点について原告から説明を求められていたのに適切に対応せず、自らが拠って立つ運用Bの明確な根拠も、原告が主張する手続が誤りであるといえる根拠も示さないまま原告に重ねて注意を与えた上、原告が従わなければ外部講演に行かせないかのような威圧的発言をしたものである。当該発言は、講演③の手続に際して、D②准教授は原告に対してメールでD②准教授の承認（文面上は許可）が必要なのではないかと明確に伝えているにもかかわらず（認定事実(4)エ）、原告がそのような注意は受けたことがない旨述べたことに端を発するものであり（甲180）、D②准教授が原告の態度に苛立ったとしてもやむを得ない面はあるものの、その発言内容は、自らが原告の外部講演への出講の可否を左右できることを前提に、指導に従わなければ出講を拒否して不利益を課すことを示唆するものと理解するほかない。

そうすると、原告の言動を踏まえてもなお、D②准教授の一連の対応は、上司の部下に対する優越的な地位を利用して部下を従わせようとするものであって正当な業務上の指導の範囲を逸脱した部分があるといわざるを得ず、不法行為を構成する。

7 パワハラ⑨

【認定事実】

(1) 平成28年6月頃の原告のパソコンのトラブル

ア 原告は、平成28年6月2日頃、原告が使用する業務上のパソコンを操作中、過去のメールが見当たらないことに気付き、D③准教授に依頼して同メ

ールを転送してもらおうなどしていたところ、不審に思い、D③准教授にパソコンの起動、シャットダウンの記録の調べ方を尋ねるなどしていた(甲42、200、471・24頁)。

イ 原告は、同月13日、本件センターの職員らに宛てて、原告のパソコンに
5 保存していた情報が第三者によって削除、変更、操作された形跡があるとして注意喚起のメールを送信するとともに、同日、原告のパソコンにログインパスワードを設定するなどの対応を行った(甲195、201)。

ウ 原告は、上記ア、イの状況についてD②准教授に報告していたところ、D
②准教授は同月16日、業者に原告のパソコンの調査を依頼することとし、
10 原告のパソコンを、被告医学部との取引関係がある株式会社D④に預け、原告には代替のパソコンを支給した(甲471・24頁、乙41・7頁、証人D⑥6頁、証人D②20～21頁)。

エ 原告は、同月20日、D②准教授に対し、メールで、同月17日の退勤時
にパソコンのケーブルを抜去したのに、同月20日に出勤したところ同ケー
15 ブルが接続されており、原告の退勤後にシャットダウン記録が残っていることからも、第三者が原告のパソコンを操作した可能性がある旨報告した(甲191)。

オ 同日、D④からD①准教授宛て(ccにD②准教授及び原告も含まれる。)のメールで、原告のパソコンについてファイルの復元はできない見込みであり、同日中にパソコンを返却する予定である旨の連絡があった(甲80)。
20

カ D②准教授は、原告のパソコンがD④から返却された後、警察、D⑤病院長、被告医学部のD⑤事務部長と相談の上、同パソコンが犯罪被害に遭った可能性が残るのであれば、その状態を保全しておくべきであると考え、原告にはその事情を明確に伝えないまま、D②准教授のもとで同パソコンを保管
25 した(乙41・8頁、証人D②21頁)。

キ 被告の情報推進課においては、上記ア、イの原告の訴えに関して、原告に

対するヒアリングを実施したが、原告の不在時に原告のパソコンの起動やシャットダウンの記録があったという事実自体の確認がとれないとして、それ以上の対応はとられなかった（証人D⑥33～34頁）。

(2) 平成28年7月以降の原告のGメールアカウントの異常

5 ア 本件センターの職員は、平成28年当時、業務に関するメールについて、被告のメールサーバーのアカウントではなくGメールアカウントを使用することが多く、原告も被告の業務に関して、Gメールを使用していた（甲472・7頁、証人D⑥28頁、原告本人48頁）。

10 イ 同月23日午後1時49分から同日午後6時14分までの間に、原告が使用するGメールアカウントのパスワードが14回にわたり変更され、これらの変更には、不詳の第三者が行ったものと、それに対抗するために原告が行ったものが含まれていた（甲82の1、471・25～26頁）。

15 ウ 同年8月2日午前0時19分から同日午後5時4分までの間にも、上記イと同様に原告及び不詳の第三者により、原告のGメールアカウントのパスワードが15回にわたり変更された（甲82の2、471・26頁、503）。

20 エ 原告は、Gメールアカウントの異常について、原告の知人のシステムエンジニアであるD⑥に調査を依頼したり、同アカウントにアクセスしたIPアドレスの記録を調べたりしたところ、上記イ及びウのパスワード変更に際して、原告が普段使用していないメールアドレスが使用されていたこと、上記ウのパスワード変更に際して、「(具体的なIPアドレスは省略)」というIPアドレスからの接続があったことが判明した（甲83、86、87、471・26頁）。

25 オ 被告は、原告のGメールアカウントに関する訴えに関して、被告内の総合メディア基盤センターにおいて、同年7月19日から同月23日の通信ログの調査を行い、原告が利用していない時間帯の通信記録は見当たらないことを確認するなどした（甲194、証人D⑥43頁）。

カ D⑥副課長は、同年8月8日、原告に対して上記オの調査結果を記載したメールを転送するとともに、同メールに個別の通信ログ情報の提供には、原告の文書による承諾が必要であるとして、承諾用紙を別途送付する旨記載した(甲194)。

5 キ 被告は、Gメールによる通信については、大学が管理するメールサーバーを経由するものではないため、大学が確認できる範囲には限界があるとして、上記カの他は、原告の調査の求めに応じることはなかった(証人D⑥8頁)。

(3) 平成28年9月頃の原告のパソコンのトラブル

10 ア 原告は同月5日、原告はD②准教授(ccにD⑥副課長及び総務課長を含む。)宛てのメールで、パソコンの不具合について報告した。原告が訴えた不具合の内容は、①パソコンの画面からフラッシュを浴びるような感覚があり、使用しにくい、②パスワードを入力してもログインできない、③パスワード以外のログインオプションにPINがあった、④使用するパソコンが交換された際に、前に使用していたデータが削除された、⑤使用するパソコンにつ
15 いて、「ハードの具合が悪い」と聞き、業者に見てもらったところ、「回復措置」が必要である旨告げられた、⑥使用するパソコンのトラブルシューティングを実施したところ、故障の疑いがある、⑦ファイルがウイルスに感染している、というものであった。(甲515)

20 イ 原告は、同月12日、D⑥副課長に対し、原告が提供されていたパソコンについて、原告が本来使用すべきIPアドレスではなく、過去に同パソコンを使用していたD②補佐員が使用するIPアドレスが割り当てられていたことが判明し、自分が使用すべきIPアドレスを使用できていなかったことについて不安を感じている旨メールで報告した(甲192の1、192の2)。

25 ウ 原告は、同月中旬頃、D⑥が作成した、原告のパソコンに不正アクセスがあり、被告の業務に関連する文書ファイルの改ざん、外部への送信がされたことなどを指摘する調査報告書(同月9日付け及び同月14日付け)を被告

に提出し、調査を依頼した（甲４９９、５００）。

エ D⑥副課長は、原告から提出された上記報告書等を被告内の総合メディア
基盤センターに回付して検討を依頼したところ、同センターの職員からは、
同月２１日付で、上記報告書で指摘されているメールアカウントのパスワード
5 変更については、不正アクセスやアカウント攻撃があったといえるかは不明
であるとするほか、同報告書内で指摘される諸事象の根拠となる資料が不足
していることを指摘する書面が返送された（乙５３の１、５３の２、証人
D⑥３１～３２頁）。

オ D⑥副課長は、同月１９日、D⑥から、調査のためにD⑥副課長が原告の
10 使用するものとされるアドレスから受信したメールのメッセージヘッダー
を確認してほしいとの依頼があり、メッセージヘッダーの確認方法等につい
てD⑥に尋ねるなどした（甲４９８、５０１）。

カ 原告は、同月３０日付けの書面により、D⑥副課長に対し、同年６月以降
の原告の不正アクセス等に関する訴えについて、不安や恐怖感が続いており、
15 大学の規定に従って早急に対応してほしい旨依頼した（甲４９６）。

キ D②准教授は、同年１０月７日、原告のパソコン使用に関して、「１．PC
ネットワークのIPアドレスを新規に取得する、２．PCは共有PCとし、
Cさん〔原告を指す。以下同様〕の業務に必要な場合に一時的に貸与する、
3．Cさんの業務上のデータの保管のため、新しいUSBメモリを提供する、
20 4．共有PCは、部門長〔D②准教授を指す。以下同様〕が管理するものとし
る、5．共有PCのログインユーザーID・パスワードは部門長が作成し、
Cさんにこれを使用いただく。パスワードは定期的に変更する。6．Cさん
は共有PCを無断で改変・ソフトのダウンロードを行わない」などとする文
書を作成し、原告に交付した。このうち、ID・パスワードについて部門長
25 が作成するという点については、情報セキュリティ上望ましくないものとし
て、その後撤回されている。（甲８９、証人D⑥２９～３０頁）

【判断】

(1) 平成28年6月頃のトラブルについて

認定事実(1)ア、イによれば、原告は被告の業務において使用するパソコンについて、原告以外の第三者が無断で操作している可能性を訴えていたのであるから、原告の業務上の支障があることは明らかであり、被告として一定の対応を採るべき状況にあったといえる。もともと、被告は、原告の訴えを踏まえて原告のパソコンを業者に預けて点検を依頼したり、原告からヒアリングを行ったりしており（認定事実(1)ウ、キ）、一定の対応はされていたと評価でき、結果として原告の不安が完全に解消されなかったとしても、被告の対応が不十分であって違法であると直ちにいえるものではない。D②准教授が業者から返還されたパソコンを原告に使用させなかった点についても、警察の助言を受けて、不正アクセスの対象となった可能性が残るパソコンであることから、その状態を保全しようとしたためであったというのであり（認定事実(1)カ）、不合理な対応とはいえない。なお、原告の不安を払拭する上では、原告に従前のパソコンを使用させることができない理由を明確に説明することが望ましかったというべきであるものの、この点を除けば上記のとおり合理性の認められる対応であり、原告に事情を伝えなかったことをもって被告の対応が違法であるとはいえない。

(2) Gメールに関するトラブルについて

認定事実(2)イ、ウによれば、平成28年7～8月にかけて、原告以外の第三者が原告のGメールアカウントに侵入を試みたものと認められる。この点について、後に被告の総合メディア基盤センターは、多数回のパスワード変更を原告自身が行っている可能性があり、不正アクセスやアカウント攻撃であるかは不明であるという趣旨の判断をしている（認定事実(3)エ）ものの、常識的に考えてわずか5時間程度の間には認定事実(2)イ、ウに記載したほどの頻回のパスワード変更を自ら行う合理性も必要性も想定し難く、不正アクセスないしはアカ

5 ウント攻撃があった可能性が高いと考えるのが自然である。そして、原告のG
メールアカウントは、被告の業務のために使用されるものであったのであるから
(認定事実(2)ア)、同アカウントに対する第三者による攻撃は、被告における
業務に関する情報セキュリティ上の危機事態であり、原告の業務上の支障を生
6 じる事態でもあるといえる。そうすると、この点についても被告が一定の対応
を採るべき状況にあったというべきである。

10 被告は、被告の総合メディア基盤センターにおいて通信ログの調査を行うな
どしたものの、異常を示す記録が見当たらなかったほか、原告のGメールアカ
ウントは被告が管理するものでないことを理由としてそれ以上の対応は行わ
なかった(認定事実(2)オ、キ)。この点につき、アカウントの管理者である原告
の協力を得るなどして被告においてさらなる調査を進めることは可能であつ
たと考えられるし、上記のとおり、原告のGメールアカウントは純粹に私的な
15 アカウントではなく、被告の業務上使用するアカウントであったのだから、上
記の被告の対応が十分といえるかは疑問がないではない。もつとも、被告は上
記のとおり一応の調査は行っていたこと、D⑥副課長は原告の承諾を得た上で
さらにログ記録の調査を行う意向も示していたこと(認定事実(2)カ)からすれ
ば、原告の訴えを不当に無視したような事情は見当たらず、被告の対応が違法
20 であるとは断じ難い。

(3) 平成28年9月頃のトラブル

20 原告が同月に訴えた内容は、認定事実(3)アのとおり多岐にわたるものの、そ
の内容を踏まえると、全てについて直ちに対応が必要なものであったとはい
25 ない。すなわち(以下の丸番号は認定事実(3)アに記載したものを指す。)、①は
そもそもパソコンの不具合といえるものか疑問があり、②は日常的に起こり得
る不具合の範囲内であり、③はログインオプションにパスワード以外の方法が
あるというにとどまり、第三者の侵入を容易にするようなものではなく、④は、
30 パソコンの不具合というよりはデータ移行の失敗に過ぎず、⑤⑥は不具合の具

体的内容が判然とせず、⑦はそもそも原告が添付した資料は、ファイルのウイルス感染を確認できるものではないから、いずれについても緊急の調査を要する情報セキュリティ上の問題を生じさせるような事態であったとはいえない。また、IPアドレスの割り当てに関する問題（認定事実(3)イ）も、原告が不安を感じたこと自体は理解できないわけではないものの、客観的に見れば、IPアドレスをもとに使用された端末を特定する際に誤りが生じる可能性があるというにすぎず、原告の業務遂行自体に支障を生じさせるものではないから、特段の対応が必要な状況にあったとは認められない。

その後、同月中旬頃には、原告が従前からのパソコン関係のトラブルを含めた調査報告書を提出し、被告に調査を依頼しているところ（認定事実(3)ウ）、被告は、これを被告の総合メディア基盤センターに回付して検討させたり、D⑥副課長がD②からのメールのメッセージヘッダーの調査依頼に応じたりしていたことが認められ（認定事実(3)エ、オ）、被告として最低限の対応はしたものと評価できる。

(4) 小括

以上によれば、原告のパソコンに関する訴えに対する被告の対応については、十分であったか疑問が残る部分もあるものの、最低限必要と考えられる対応はされていたというべきであり、その対応が違法であるとまではいえない。

なお、同年10月にD②准教授が原告の訴えを踏まえて、認定事実(3)キのとおり対応をまとめた文書を作成しているものの、業務上のパソコンを上司と共有し、これを上司が管理することや、ログインユーザーID及びパスワードを上司と共有することについては、必要性や合理性に乏しく、原告の訴えに対する適切な対応であるとはいえない。むしろ、このような措置は、原告の与り知らないところでD②准教授が原告の使用するパソコンにアクセスできることを意味し、原告にとっては監視されているかのような無用の緊張感を生じさせるものである。しかし、最終的にこれらの対応は撤回されていることからす

れば（認定事実(3)キ）、違法と評価できるものではない。

8 パワハラ⑩

【認定事実】

(1) 原告に対する受診の指示

5 ア 原告が不正アクセスを訴え始めた平成28年6月頃から、D⑥副課長や他の職員らは、原告が精神的に不安定であるような印象を持つようになった（証人D⑥11～12頁）。

 イ 同年11月18日、D②准教授は本件センターの職員の連絡先等が記載された書面がコピー機に置いてあるのを発見し、原告が同書面をコピーして持ち出したことを疑って原告に確認したところ、原告がこれを否定してD②准教授が手に持っていた同書面を取り返そうとするなどし、同書面が破れると
10 ということがあった（乙17の1、17の2、証人D②22～23頁）。

 ウ 被告内のワークライフバランス支援センター長は、同月24日から同年12月13日の間に本件センター内の事務補佐員、技術補佐員及び一部の教員との面談を審理相談員とともに実施した。その結果を踏まえて、同支援センター長は、同日、D⑤病院長宛に、原告が大声を上げて上司と言い合いをする、かばんからICレコーダーをのぞかせている、業務中に個人の携帯電話で電話をかけ、「サイバー攻撃」、「捜査」等の発言をするなどの言動により、業務に集中することができない状況にあるとの訴えが共通してなされており、職場環境の早急な改善が必要である旨の報告をした（乙43の3）。
15

 エ D②准教授は、同月15日、特に直近2、3か月の間に、原告が本件センターの他の職員らの業務に支障をきたす行動や、他の職員らに精神的ストレスを与える言動をとることが増えているとして、D⑤病院長宛に、原告に対する厳正な処分を求める旨の嘆願書を提出した（乙43の2）。
20

 オ 原告は、同月24日に本件センター内の人間関係に起因して不安性障害に罹患している旨の診断を受け、その旨が記載された診断書を被告に提出した
25

(甲311、471・28頁)。

カ 上記ア～オの状況を踏まえ、D⑥副課長らは、原告が精神的に不安定で健康にも問題が生じている可能性があると考え、被告として原告に受診を指示する方針を固め、D⑥副課長が平成29年1月16日、原告に対してメール
5 で同月17日にD⑤病院長との面談を実施する旨連絡した(甲462、乙50、証人D⑥12頁)。

キ D⑤病院長は、同月17日、原告との面談を実施し、医師の診断を受けるよう指示し、同日午後に原告を帰宅させた(甲471、証人D⑥12頁)。

ク 原告は、同月18日、D⑤病院長宛に、原告としては休職が必要であるとは考えていないこと、休職は根本的な解決にはならず、原告が求める職場環境の改善を実施してもらいたいことなどを記載したメールを送信した(甲4
10 63)。

(2) 医師らの判断

ア 原告は、同月21日、米子医療生協米子診療所のD⑧医師の診察を受け、
15 不安性障害であるものの就労可能な範囲である旨診断され、同月23日、同診断内容を記載した診断書を被告に提出した(甲91、471)。

イ D⑤病院長は、同月23日、原告に対し、原告の就労について慎重な対応が必要であるとして、同月24日以降自宅待機とし、被告が指定する山陰労災病院精神科のD⑨医師の診断を受け、診断書を提出すること、その後
20 に被告の産業医(D⑩医師)の診断を受けること、自宅待機中は被告の業務に関する被告敷地内への立入り及び被告職員との接触を禁止することなどを指示する業務命令を発した(甲92)。

ウ 原告は、同年2月2日、D⑨医師の診察を受けたところ、同医師は原告が妄想性障害であるものの、これを診断書に記載して交付すれば原告が激高して
25 職場に提出しない可能性があると考え、病名を適応障害とし、2か月の休養加療が必要であるとする診断書を作成した(甲94、309)。

エ 同日以降、D⑩医師は原告と面談を行い、「2人の医師〔D⑧医師とD⑩医師〕の判断が異なるので復職の許可ができない」、「非常に判断が難しい事例である」、「就業可否のどこかに○をつける必要があるなら不可とせざるを得ない」などとして、原告の就労を不可とする判断をした（甲95）。

5 オ D⑧医師は、妄想性障害の診断には、血縁関係者からの聴取結果を含む多くの客観的情報が必要であり、D⑨医師が原告についてしたように、患者本人に対する短時間の問診と根拠が不確かな第三者からの情報提供のみから妄想性障害と判断するのは不適切であるし、妄想性障害であると考えていながら診断書には病名を適応障害と記載することも不適切である旨の意見を
10 述べている（甲96、310の2）。

(3) 休職命令

被告としては、D⑩医師の判断に従い、原告の就労を継続させることはでき
ないと判断し、原告に対して雇用停止文書への署名押印を求め、原告がこれに
応じたことから、平成29年3月31日をもって原告の雇用を終了した（甲4
15 71、証人D⑥・13、43頁、弁論の全趣旨）。

【判断】

まず、被告が平成29年1月に原告に医師の診察を受けるよう指示した点（認定
事実(1)カ）について見ると、この時点で診察の必要を基礎付ける事情がなかつ
たとはいえない。すなわち、原告が上司から職員の個人情報に記載された書面を
20 破れるほどに激しく取り返す、大声で言い争いをする、業務中に「サイバー攻撃」、
「捜査」等の発言をしながら電話をするなどしたことで複数の職員が原告への対
応に難儀していたと窺われること（認定事実(1)イ～エ）からすると、D⑥副課長
らが原告について精神的に不安定なのではないかとの印象を持っていたこと（認
定事実(1)ア）は相応の根拠に基づくものであったということができ、現に原告も
25 平成28年12月24日頃には不安性障害との診断を受けるに至っている（認定
事実(1)オ）。そうすると、原告自身の健康状態や他の職員の職務環境に配慮すべ

き立場にある被告として、原告に受診を指示したことは合理的な措置というべきであり、原告を雇止めしに追い込む意図があったとは認められない。

その後、原告が平成29年1月21日にD⑧医師の診察を受け、同医師が原告について不安性障害であるものの就労可能と判断したこと（認定事実(2)ア）や、原告自身は就労継続の意思を示していたこと（認定事実(1)ク）を踏まえると、同月23日の時点で業務命令により原告に自宅待機をさせた上、被告敷地内への立入や被告職員との接触まで禁止する（認定事実(2)イ）必要があったと認められるかについては疑問がないではない。しかし、D⑧医師も原告が不安性障害であるとして、その程度はともかく原告の精神面に問題があると判断していたことや、上記のとおり平成28年11～12月頃には原告の精神面の問題を窺わせる言動等が現に見られていたことを踏まえると、慎重な対応が必要であるとして上記の業務命令を発した判断がおよそ不合理なものともまでいうことはできず、当該業務命令が原告を職場から排除する目的に基づくものと認めることもできない。

次に、D⑨医師の診断について見ると、同医師は、自身の考えと異なる診断名を診断書に記載したと認められ（認定事実(2)ウ）、この点は相当とはいえないものの、休養加療が必要であるとした点についてまで実際の判断と異なるものであったと窺わせる事情はない。また、D⑧医師は認定事実(2)オのとおり、D⑨医師の判断の問題点を指摘しており、そのうち、上記の診断名に関する問題点は指摘のとおりである一方で、D⑧医師はD⑨医師が短時間の問診と不確かな第三者の情報提供に基づいて診断をしたことを前提に問題点を指摘しているものの、D⑨医師が原告の診察に当たってどの程度の時間をかけてどのような聴取を行い、いかなる情報をもとに診断をしたのかは証拠上明らかではなく（原告は診察時間が5分程度にとどまった旨と主張するが、これを裏付ける的確な証拠はない。）、その診断過程に問題があることを示す事情も証拠上認定できないことからすると、D⑧医師がD⑨医師の診断手法に対する批判の前提とした事実関係は、専ら原告の主張に基づくものであって必ずしも正確でない疑いが否定できない。そうする

と、D⑧医師の指摘をもって、原告について休養加療が必要であるとしたD⑨医師の判断が誤りないし不合理であるということとはできない。

以上によれば、D⑧医師及びD⑨医師の診断が出された時点では、原告の就労の可否に関する二名の医師の判断が食い違っており、いずれの判断が明確に誤っているとはいえない状況であったのであるから、被告の産業医であるD⑩医師が結論として原告の就労を不可とした点についても（認定事実(2)エ）、慎重を期したものと考えられ、不合理な判断とはいえない。なお、原告はD⑨医師及びD⑩医師が被告の意向を酌んで判断した旨主張するものの、これを裏付ける証拠はなく、D⑨医師及びD⑩医師が原告の雇用を終了するという目的に沿うような虚偽の診断ないし判断をしたなどと認めることはできない。そうすると、D⑩医師の見解を踏まえて、原告の就労継続が困難であるとした被告の判断も不合理なものと断じることはできない。

したがって、被告が、原告が就労継続困難であることを前提に、原告に対して雇用停止文書に署名を求め、雇止めとしたことについて違法性は認められない。

9 小括（不法行為の成否）

以上によれば、原告主張のパワハラ行為のうち、不法行為が成立すると認められるものは以下のとおりである。

(1) D④教授が、原告に対し、本件会議において「お前なんかには被告を良くしてもらおうなんて思わんわ」と発言したこと

(2) D④教授が、長時間にわたる本件会食を設け、会食中に原告に対し、威圧的発言や身体的接触をしたこと

(3) 被告内部において注意の前提となる事実関係の調査を尽くさないまま、D⑤病院長が原告に対し、事実に基づかない注意を与え、業務内容を変更したこと

(4) D②准教授が、原告に報告書の再提出を求めるに当たって、指導の範囲を逸脱した辛辣なコメントを複数付したこと

(5) D②准教授が、原告との間で外部講演の手続の認識に差異があることを知り

ながら、当該手続の内容や根拠について明確な説明をすることなく、原告の主張にもまともに取り合わなかった上、原告の態度が反抗的であることを理由に外部講演を認めないかのような発言をしたこと

5 以上の不法行為がいずれも被告が雇用する職員の職務の執行についてなされたものであることは明らかであり、被告は使用者責任を負う。

10 損害額

前記9の各行為の経緯及び内容、これによって原告が受けたと認められる精神的苦痛の程度、その他本件に現れた一切の事情を踏まえると、慰謝料額としては50万円が相当である。

10 第4 結論

以上によれば、原告の請求は、被告に対して50万円及びこれに対する平成29年3月31日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから、これを認容し、その余の請求は理由がないから棄却することとして主文のとおり判決する。なお、仮執行免脱宣言については
15 相当でないから、これを付さない。

鳥取地方裁判所米子支部

裁判長裁判官 三島 琢

20

裁判官 伊藤 佑貴

25

裁判官 遠藤 裕樹

別紙1 略称一覧

氏名ないし正式名称	略称
被告医学部附属病院	被告病院
次世代高度医療推進センター	本件センター
D①	D①教授
D②	D②准教授
D③	D③准教授
D④	D④教授
D⑤	D⑤病院長
D⑦	D⑦
D⑪	D⑪准教授
D⑫	D⑫助教
D⑥	D⑥副課長
D⑧	D⑧医師
D⑨	D⑨医師
D⑩	D⑩医師

別紙2 パワハラによる不法行為の成否に係る当事者の主張

1 パワハラ①

原告の主張	被告の主張
<p>原告は、平成27年8月27日に被告病院において開催された本件会議において、出張報告書の記載指導（補助金交付申請した事業以外の事業目的で出張している部分について記載しないよう指示するとともに、過去の出張報告書について不正な書き換えを求めるもの）に関連して、書き換えは「事務方が適当に書いておけばいい。」などと無責任な発言をしたD④教授に対し、「被告を良くしていこうと思わないのですか」と発言した。これに対し、D④教授は、原告に対し、本件センター職員全員の面前で、「お前なんか被告を良くしてもらおうなんて思わんわ」などと怒鳴り、罵倒した。当該発言は、原告の人格を否定するもので、原告に対する精神的な攻撃にも当たり、違法なパワハラ行為である。D④教授による罵倒を、会議に参加した誰もが制止せず、黙認した結果、原告は精神的に孤立させられ、さらなる精神的苦痛を受けた。</p> <p>なお、原告がその後、強く反論等したとする点は否認する。</p>	<p>本件会議において原告とD④教授との間で意見の応酬があり、その際にD④教授が強い調子で発言をすることはあったが、原告主張のとりの発言があったことは否認する。D④教授の発言の経緯は原告主張とは異なり、そもそも当該会議において不正な書類の書き換えを求める話などされていなかったし、D④教授は事務方の指示の下で医師等が資料の整理等を行うのは建設的でなく、事務方が対応すればよいという趣旨の発言をしたに過ぎなかった。原告はこの発言をD④教授が不正を隠蔽しようとしているなどと曲解し、D④教授が被告を良くしようとしていない者であるかのように論難したため、D④教授は、原告に対し強い調子で反対意見を述べたものである。また、D④教授の発言後も、原告は強く反論し、自らの主張を繰り返すなどしていた。</p> <p>かかる経緯を踏まえれば、D④教授の発言が相当な範囲を逸脱したものとはいえず、原告の就業環境が害されたともいえず、違法性は認められない。</p>

2 パワハラ②

原告の主張	被告の主張
<p>平成27年10月頃、D⑦を招聘して本件シンポジウムを開催することになり、同シンポジウムは同年12月21日に米子市文化ホールメインホールで実施されることに決まった。原告は、本件シンポジウムの担当者として、開催場所が上記会場であることを前提にチラシの作成、配布等の広報活動を行っていた。しかし、同年10月27日になって、D①教授及びD②准教授らは、本件シンポジウム当日は十分な集客が見込めず、大きな会場では客席が埋まらずに講演者に失礼になる可能性があるなどという理由で、原告が講演者の経歴や知名度からして集客には問題はなく、会場を変更すれば広報のやり直しに多大な労力を要すると述べて反対したにもかかわらず、一方的に本件シンポジウムの会場を被告医学部記念講堂（以下「記念講堂」）に変更した。</p> <p>そのため、原告は既に配布を始めていたチラシの回収、ウェブサイトに掲載された情報やメールで拡散された情報の訂正依頼、広報先へのお詫び等の業務をせざるを得なくなった上、これらの業務はほぼ原告のみが対応させられ、原告が当該業務の負担が過重である旨D①教授に訴えても、協力は得られなかった。なお、被告は、原告が会場変更後の対応を自主的にしたかのように主張するが、そのような事実はない。</p> <p>上記の会場変更は合理性を欠くものである上、D⑦との連絡を含むシンポジウムの準備や広報等により多忙であった原告に、さらに過剰な業務負担を発生させるものであるから、そのような状態の原告への配慮がなかったことも含め、違法なパワハラである。</p>	<p>本件シンポジウムの会場変更は、その開催日が米子商工会議所の主要構成員の忘年会と重なっており、集客が見込めないという情報を得たことや、被告病院や被告医学部が主催するシンポジウムの会場として通常使用される記念講堂に空きが出たことなどを踏まえた合理的な理由に基づくものである。そして、会場変更を決めた平成27年10月27日時点では、まだシンポジウム開催日まで約2か月あり、被告病院としての本件シンポジウムに係る公式な広報は始めておらず、ポスターの印刷も行っていない段階であったため、会場変更をしたとしても広報先への個別の謝罪や対応等が不可欠な状況ではなかった。</p> <p>このような状況を踏まえれば、会場変更をしたとしても、チラシの再配布等の対応で済むはずであるから、原告がチラシの回収・謝罪等に多大な時間を割いたとすれば、それは本来必要な範囲を超えて、原告が広報先からの原告に対する信頼が損なわれることを懸念し、自主的に行ったものに過ぎない。なお、D①教授は会場変更に関する謝罪文を作成しているが、これは、本来必要がなかったものの、原告が本件シンポジウムの中止をちらつかせるなどして謝罪文の作成を強く求めたため、これに応じざるを得なかったものである。</p> <p>よって、被告が原告に過大な業務を強いたことはなく、違法なパワハラということではできない。</p>

3 パワハラ③

原告の主張	被告の主張
<p>平成27年12月末、本件シンポジウムに関し、D⑦に対する交通費や宿泊費の支払事務に必要な資料の収集が未了であったなどのミスが発覚した。D①教授は、原告が過重労働状態であることを知りながら、当該事務処理を本来の担当者であるD⑧補佐員等の補佐員ではなく、当該事務処理について経験のない原告にさせたため、原告は事務の進め方も分からないまま、当該事務に多大な時間をかけて取り組まざるを得なくなった。これは、事務分掌上原告の担当でない業務で、かつ、他の職員のミスの処理という負担の大きな業務を合理的理由なく、原告にさせたものであって、その態様は社会通念上相当ではなく、原告に心理的・身体的負担を与えたことからすると、違法なパワハラ行為に当たる。</p>	<p>前提として、外部の講演者に対する支払関係の資料の収集については、主として講演者と連絡を取る者が担当することもあれば、事務方が担当することもあった。本件においては、D⑦と主として連絡を取っていたのは原告であったから、D⑦から必要な情報・資料の提供を受けるために連絡することについて担当させたことは正当な業務の指示であるし、D⑦に必要な書類の提出を依頼し、その提出を受ける業務自体、それほど多くの時間を要するものではないから、違法なパワハラ行為には当たらない。</p> <p>なお、D①教授が原告に上記の業務を指示したという証拠はなく、原告が自主的に行った業務である可能性も否定できない。</p>

4 パワハラ④

原告の主張	被告の主張
<p>被告本学による本件センター内の補助金不正利用の疑いに関する内部調査を控えた平成28年1月15日、D④教授は、業務時間外に、D③准教授を通じて、原告を飲食店における会食（本件会食）に呼び出した。本件センターの運営に大きな影響力を有するD④教授が、直属の部下でもなく、業務を共にしたこともない原告を会食に呼び出すこと自体、力と権威を背景にした典型的なパワーハラスメントである上、その会食において、D④教授は、「何があっても上にはあげるな、それはCさん〔原告〕の不利益になる」「被告に逆らうと米子で住めなくなる」などと威圧的な発言をするとともに、原告の髪を引っ張ったり、体を押ししたりした。上記のとおり、内部調査の直前の出来事であることからすれば、D④教授の言動は原告が不都合な発言をしないように恫喝するものであったというべきであり、違法なパワハラ行為に当たる。</p>	<p>D④教授が原告を本件会食に呼び出したことは認める。もっとも、本件会食は、原告が、直接の上司を飛ばして更に上の判断を得ようとしたり、上司に相談なく外部者と接触して話を進めたりしていたことを踏まえ、D④教授としては、酒席の場で話をする事で改善を促すことができないかと考えて設けたものであった。本件会食において、D④教授が原告に暴力を振るったことはないし、被告のような大きな組織における仕事の進め方について話したにとどまり、原告が主張するような威圧的な発言をしたことはなく、原告がD④教授の発言を曲解しているに過ぎない。</p> <p>よって、D④教授の言動に違法性があるとはいえない。</p>

5 パワハラ⑤

原告の主張	被告の主張
<p>原告は、平成28年2月頃からD③准教授とともに医工農連携による医療機器開発事業の一環として、米子市との本件連携案件に関与しており、同年3月頃には、米子市経済部次長兼観光課長のD⑫との会合が持たれたほか、同月27日にはD①教授も参加して本件連携案件に関するD⑫の具体的な計画案のプレゼンテーションが行われるなどしていた。これを前提に、D③准教授は同年4月7日、D①教授に、本件連携案件について、被告の学長裁量経費に応募したい旨伝え、D①教授がこれを了承したため、原告は米子市長からの正式な推薦状の作成を依頼した。しかし、同日夕方になって、D①教授は、医工農連携は本件センターが担当するものではなかったなどという不合理な理由で、上記承認を撤回した。</p> <p>このことに関して、D⑤病院長は、同月25日、原告がD①教授に無断で本件連携案件を進めたなどと事実に基づかない叱責をした上、今後は原告がこれまで担当してきた業務には関わらせないと一方的に宣告した。その後、原告が事実無根である旨訴え、原告の主張を裏付ける資料を提出してもD⑤病院長は同様の叱責を繰り返し、同年5月には配置転換を行い、原告が関与してきた業務をすべて剥奪した。</p> <p>このような事実に基づかないいわれなき叱責や、業務の剥奪は違法なパワハラ行為である。</p>	<p>本件連携案件に関して、D①教授が「被告と米子市との協働が実現できればよいと思われる。」という程度の感想を述べたことはあるが、本件連携案件を正式に承認したことはなかった。そうであるのに、原告は米子市との実質的な協議を、D①教授に報告することなく進めていたものである。学長裁量経費の申請の撤回については、確かにD①教授はいったん前向きに進めて良い旨回答したが、理事と話した結果、医工農連携事業は本件センターの所管ではなく、被告医学部の所管であることなどが判明したため、前言を撤回していったん止めてもらいたいと伝えたものであり、その判断は合理性を欠くものではない。</p> <p>以上の経過に照らすと、D⑤病院長の原告との面談における叱責が事実に基づかないものとはいえないし、当時原告と業務を共にすることでD①教授及びD③准教授が疲弊し、D①教授については現に不眠、頭痛、集中力の低下等の体調不良が生じていたことを踏まえると、配置転換も必要かつ相当な措置であった。</p> <p>よって、被告の一連の対応が違法であるとはいえない。</p>

6 パワハラ⑥

原告の主張	被告の主張
<p>原告は平成28年5月25日の配置転換により、D②准教授のもとで業務を行うこととなった。原告は、それまでは席も近いD③准教授や、D⑯専門職らなどと相談しながら業務を進めていたが、D②准教授は同月30日、突如席替えを行い、D③准教授とD⑯専門職は別室に移され、原告はこれまで業務を共にしたことがないD⑰助教、D⑱助教とひとまとまりの席にされた。しかも、原告を監視するかのように原告が居るカンファレンスルームには監視カメラが設置され、事務部門の職員2名が同室に配置された。また、D②准教授は原告がカンファレンスルーム以外の部屋に行くことや同室の他の職員と会話することを禁止し、人間関係の切り離しを図った。さらに、D②准教授は、同年12月頃には再度席替えを行い、原告の事務補佐を担当する補佐員も原告と別の部屋に移動させた。</p> <p>これら一連の行為は、原告を孤立させる目的で行われたものであり、現に原告は絶望的な孤立感と筆舌に尽くしがたい精神的苦痛を受けたのであるから、違法なパワハラ行為に当たる。</p>	<p>席替えについては、体制変更に伴い、担当業務に応じて合理的な席の配置に変更したに過ぎず、違法性はない。また、原告は自らの業務の進捗が思わしくない状況であるのに、業務時間の大部分を離席しており、D②准教授が問いただしても要領を得ない返答等をするにとどまったため、D②准教授が「あなたにはあなたの業務があるのだから、業務に関係のない話をするために離席するのであれば止めてください。」「業務時間中ですから、業務上の必要がないことはせず、自席で自分の仕事をしてください。業務上の必要がないのであれば、業務中に話しに行く必要はありません。」などと注意したことはあるが、必要な離席等までは禁止していない。</p> <p>以上によれば、D②准教授の対応が違法であるとはいえない。</p>

7 パワハラ①

原告の主張	被告の主張
<p>D②准教授は、平成28年5月25日以降、原告に対し、看護のニーズの調査に関する業務を命じたが、当該業務は研究者、医療従事者あるいは開発者が担うべき業務であり、関係する専門職の連携や調整を業務とする産官学連携コーディネーターの業務ではなかった。原告は、D②准教授にコーディネーターとしての業務を希望する旨伝えたものの、D②准教授はこれを認めず、原告の本来の職務から遠ざけ、原告を精神的に追い込もうとした。</p> <p>また、D②准教授は同年6月14日以降、原告に対して、業務に関する週報及び日報の提出を求め、同月20日以降は、外部との接触状況を報告するコンタクト記録の提出も求めた。しかし、これは本件センターにおいて原告のみが課されたものである上、その作成に手間と時間を要するため、原告は繰り返し自分だけがこれらの報告書等を作成させられる理由の説明を求めたが、D②准教授は明確な理由を告げず、「嫌なら辞めますか?とにかくやってもらいます。決めたことですから。」などと威圧的に申し向けて原告を畏怖させた。</p> <p>さらに、同年8月19日から同年9月8日にかけては、D②准教授は唐突に上記の週間報告書とは別に業務報告書の提出を求め、原告が提出した報告書「意味不明」などの対応に窮するコメントを付記したり、殊更に誤記をあげつらったりして再提出を求めることを繰り返した。</p> <p>このように、D②准教授は原告に本来の業務をさせず、合理的な必要性を欠く報告書の提出を強要したものであり、これらの行為は原告に精神的苦痛を与える違法なパワハラ行為である。</p>	<p>産官学連携コーディネーターには、研究機関と産業を担う企業等が連携し、新たなニーズの発掘やそれに沿う医療機器等の開発のための業務を行うことが求められるところ、被告病院の看護師からニーズを発掘することやその準備作業を行うことは正に産官学連携コーディネーターの業務である。原告は、自分の仕事であると原告自身が認識する業務以外は、自らの業務でないと主張しているに過ぎない。</p> <p>D②准教授が原告に週間報告書やコンタクト記録の提出を求めたのは、原告が指示された業務を行わず、業務時間中に勝手に長時間離席するなどの問題があったため、業務の遂行状況を管理しようとしたものであり、その記載すべき量に鑑みても、過大な要求ではない。</p> <p>また、業務報告書の再提出を求めたことに関しても、原告がD②准教授の指示を理解しないまま報告書を提出したことに対する対応であり、コメントの内容も、看護のニーズの調査の前提となる知識の習得が不十分であることや、業務の方向性の誤り等を指摘するものであり、このような指摘をすることに何ら問題はない。</p> <p>以上によれば、D②准教授の行為が違法なパワハラ行為であるとはいえない。</p>

原告の主張	被告の主張
<p>原告はライフワークとして傾聴ボランティア活動に取り組んでおり、同活動に関する書籍を出版したこともあったため、被告に入職後も、これに関する外部講演の依頼を受けることがあった。本件センターにおいては、外部講師派遣依頼があれば、補佐員がこれを受け付け、依頼者から病院院長宛てと講師宛てに講師派遣を依頼する書面を送付してもらい、病院長が許可することで講演が実現するという手順がとられており、原告もこの手順に従って何らの問題もなく、私的な活動として外部講演を行ってきたし、被告に所属していることを名乗ることが問題とされたこともなかった。しかし、D②准教授が原告の直属の上司となってから、D②准教授は不合理な理由をつけて原告の外部講演を妨害する嫌がらせをした。</p> <p>まず、平成28年10月6日に予定されていたNPO法人D②の依頼に基づく講演について、原告は同年6月以降、D②准教授に対してコンタクト記録を提出して当該講演の準備の進捗状況について報告し、上記の手順に従って病院長の許可を得ていた。しかし、D②准教授は同年10月3日になって外部講演については聞いていない、上司であるD②准教授の許可が必要であるなどと述べるとともに、業務でないのだから「鳥取大」等の所属を用いないようにと不合理な指示をした。</p> <p>また、平成29年1月24日にD②協議会において予定されていた講演に関しても、原告は平成28年12月5日時点で病院長の許可を得ていたにもかかわらず、D②准教授は同月16日、D②准教授の了解をとることを強要した。これに対して、原告が従前から病院長の許可を得て問題なく外部講演を行っており、直属の上司の許可が必要であるとは聞いたことがない旨説明しても、D②准教授は、「そんな態度だと、あなた、これ、僕は、認められないよ。」、「ずっと反抗的な態度とって」などと述べて原告を非難し、手に持ったペンで机を叩きながら原告を威迫した。</p> <p>このような理不尽な叱責と外部講演の妨害は、原告に対する嫌がらせにほかならず、違法なパワハラ行為に当たる。</p>	<p>被告における関係規則等によれば、1日限りの講演のような短期間の兼業については、許可は不要であるものの、部局長等の承認が必要であるとされているのであるから、D②准教授を介することなく、病院長の許可を得るという原告が主張する手順は誤りである。それにもかかわらず原告が適切な手順を踏まずに外部講演を行おうとしたことからすればD②准教授が自らの承認を得よう原告に求めたことに問題はない。また、原告が本来取り組むべき看護のニーズに関する業務に進捗が見られていなかったことからすれば、外部講演を業務として認めることはできず、そうである以上、組織を代表するわけでもない一構成員が組織の肩書等を用いて講演を行い、当該組織を代表しているかのように受け取られることは組織としては避けるべきであり、被告の肩書を用いないように求めたこともあり得べき判断である（原告が私人として講演を行うことまでは否定していない。）。</p> <p>なお、原告は外部講演の予定についてD②准教授に報告していたにもかかわらず、D②准教授が、報告がない旨発言したことを問題とするが、原告は普段から長文のメールを複数回送信しており、これを全て認識できなかったとしても、D②准教授を責めることはできないというべきである。</p> <p>以上によれば、D②准教授の対応が違法であるとはいえない。</p>

原告の主張	被告の主張
<p>原告は、平成28年6月頃、業務に使用するパソコンに見覚えのない画面表示がされていたり、過去のメールが消失していたりしたことから、ログ記録を調査してもらったところ、原告が退勤した後の時間帯にログオン及びログオフの記録が残っていることが判明した。このことを踏まえて、原告のパソコンは業者に点検に出されることになったが、D②准教授は、業者からパソコンが返却されても1か月以上もの間、原告にこれを告げなかった上、原告に同パソコンを使用させず、パソコンの異常についてさらなる調査ができない状態にした。</p> <p>また、同年7月から8月頃には、原告が業務上使用していたGメールのアカウントのパスワードが第三者によって変更され、メールの履歴が消去されるなどのアカウント攻撃が発生した。原告は、知人のシステムエンジニアに依頼するなどし、不正な接続に使用されたと考えられるIPアドレスを特定した上でD②准教授や、被告医学部の総務課長、総務副課長等に調査を依頼したものの、十分な対応はなかった。</p> <p>さらに、同年9月12日には、原告が本来原告に割り当てられたものではないIPアドレスを使用させられていたことが判明し、原告は、第三者が原告の本来のIPアドレスを用いて原告になりますことも可能であった状況に畏怖してD⑥副課長に相談したが、何らの対応もなかった。また、この件を受けて新たに原告のIPアドレスが取得された際には、D②准教授が原告にIDとパスワードの共用を強制しようとし、さらに原告を精神的に追い詰めた。</p> <p>被告は、原告の不正アクセスの訴えについては、速やかに調査し対策を取り、原告の不安を取り除き、安心できる職場環境を提供する義務を負っていた。それにもかかわらず、上記のとおり、D②准教授を始め被告職員らは不当な対応をしたほか、十分な対応を行っておらず、違法なパワハラ行為というべきである。</p>	<p>原告の平成28年6月頃の不正アクセスの訴えについては、業者にパソコンの調査を依頼した結果、原告のパソコンに特に不審な点は見当たらないとの報告がされている。原告に同パソコンを返還せず、業者からパソコンが返却されたことも伝えなかったのは、警察と相談したところ、証拠になる可能性があるものなので、常用することなく保管した方が良く、実際に不正アクセスをした者が内部者であればどこから情報が漏れるか分からず、パソコンが返却されたことも一部の関係者限りにとどめた方が良くと助言されたことによる。</p> <p>また、原告がアカウント攻撃を主張したメールアカウントは原告が個人で取得しているGメールアカウントであり、調査には原告の協力が必要であるが、原告が被告の求める関連資料等の提出に応じなかったのであるから、被告としてそれ以上の対応ができなかったのはやむを得ない。</p> <p>IPアドレスの取り違えについては、その原因は過失によるものが多く、それによって起きる問題はIPアドレスから辿った場合のパソコン等のデバイスが誤認されるにとどまり、本件においても取り違えの状況を利用したハッキング等が生じたことは確認されていない。なお、D②准教授がIDとパスワードの共有という対応を取ろうとしたのは、パソコンの不正動作がないかをD②准教授においても確認できるようにしたものにとどまる。</p> <p>以上によれば、被告としては原告の訴えについては、対応可能な範囲で適切に対応しているのであって、原告が満足しなかったからといって被告の対応が違法であるとはいえない。</p>

原告の主張	被告の主張
<p>平成29年1月17日、D⑤病院長は原告を呼び出し、原告には休暇や休養が必要であるから、医師に診断書を作成してもらうようにと指示し、原告はこれを受けて同月21日、米子診療所を受診し、D⑧医師から神経症圏内の不安性障害像を呈しているが就労可能な範囲にあるとの診断を受け、同旨の診断書を被告に提出した。しかし、被告は原告を職場から排除する目的で、同月23日付けで、原告に自宅待機を命じ、被告の指定する医師の診断を受け、さらにその後被告の産業医の診断を受けるように指示した。</p> <p>原告が同年2月2日、被告が指定した山陰労災病院のD⑨医師の診察を受けたところ、同医師は、ごく短時間の問診を行っただけで適応障害あるいは妄想性障害と診断し、2か月の休養加療を要するとの診断書を作成した。さらに同月15日、被告の産業医であるD⑩医師は、二人の医師の診断が異なるので判断ができないとしつつ、原告の就労を不可と判断した。D⑨医師及びD⑩医師は、いずれも被告病院出身の医師であり、被告の意を受けて原告を職場から排除する医学上の根拠を作出すべく上記のような診断をしたものである。そして、D⑩医師の診断直後、D⑥副課長は原告に雇用停止文書に署名するよう求め、雇止めに至った。</p> <p>このように、原告に対する自宅待機・休業命令は雇止めに至る布石としてされたものであり、原告を職場から排除する違法な行為である。</p>	<p>被告が原告に対して医師の診断を受けるよう指示したのは、原告が深夜・早朝に被告病院を訪れる、意に沿わないことがあると大声を上げる、D②准教授が手に取った書類を奪い取ろうとする、体調不良等を理由に休みがちとなるなどの事情を踏まえたものである。</p> <p>D⑧医師とD⑨医師の見解が分かれたのは原告の主張するとおりであるが、D⑩医師はその状況に悩みながらも就業不可という判断をしており、被告はD⑩医師の当該判断を最終的な根拠としつつ、原告に執務を継続させることで、原告自身や他の職員に負担を生じさせる可能性があることを踏まえ、休職等が相当であると判断したものである。複数の医師が原告の就労の可否について異なる判断を示している中で、原告の就労を継続させて万が一原告の体調が悪化すれば、被告は安全配慮義務に反したことにもなりかねないのであり、原告を休職させるという判断は、被告の安全配慮義務の履行としてしたものといえ、かかる判断が違法視されることはあってはならない。なお、原告は、D⑨医師及びD⑩医師が被告の意を受けて恣意的な診断をしたかのように主張するが、根拠のない邪推である。</p>

(別紙3)

コンタクト記録

提出日:

報告者:

日時		
場所		
相手先	機関名	
	氏名	
応対者氏名		
方法	<input type="checkbox"/> 面談 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> Eメール <input type="checkbox"/> その他 ()	
目的・概要		
内容		
決定事項		
特記事項		

(記載内容が収まらない場合は、適宜ページを追加して記入してください)

週間報告書

	6/20(月)	6/21(火)	6/22(水)	6/23(木)	6/24(金)	6/25(土)	6/26(日)
提出日							
氏名							
午後1 (13:00 ~ 15:00)							
午後2 (15:00 ~ 17:00)							
特記事項							